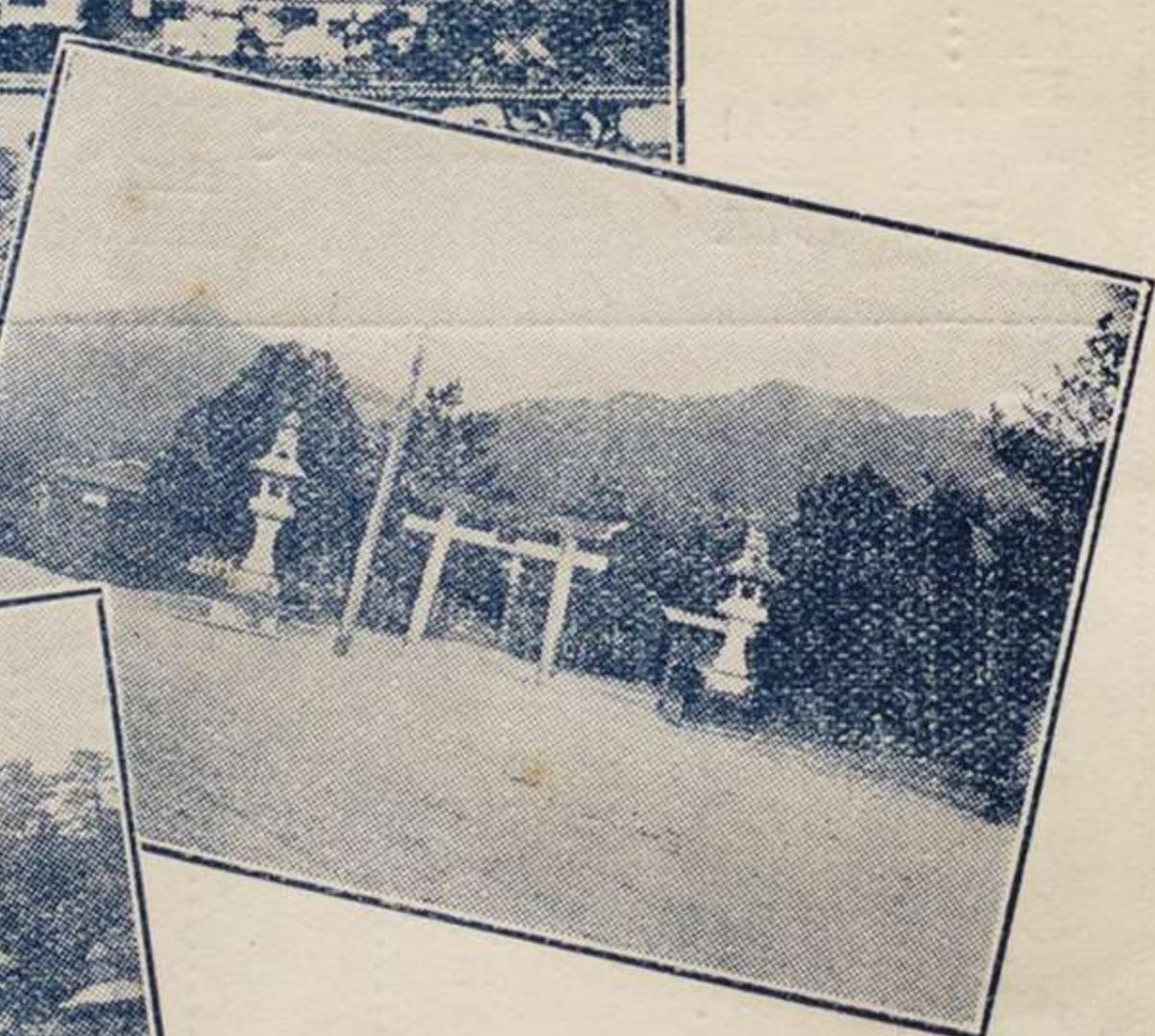
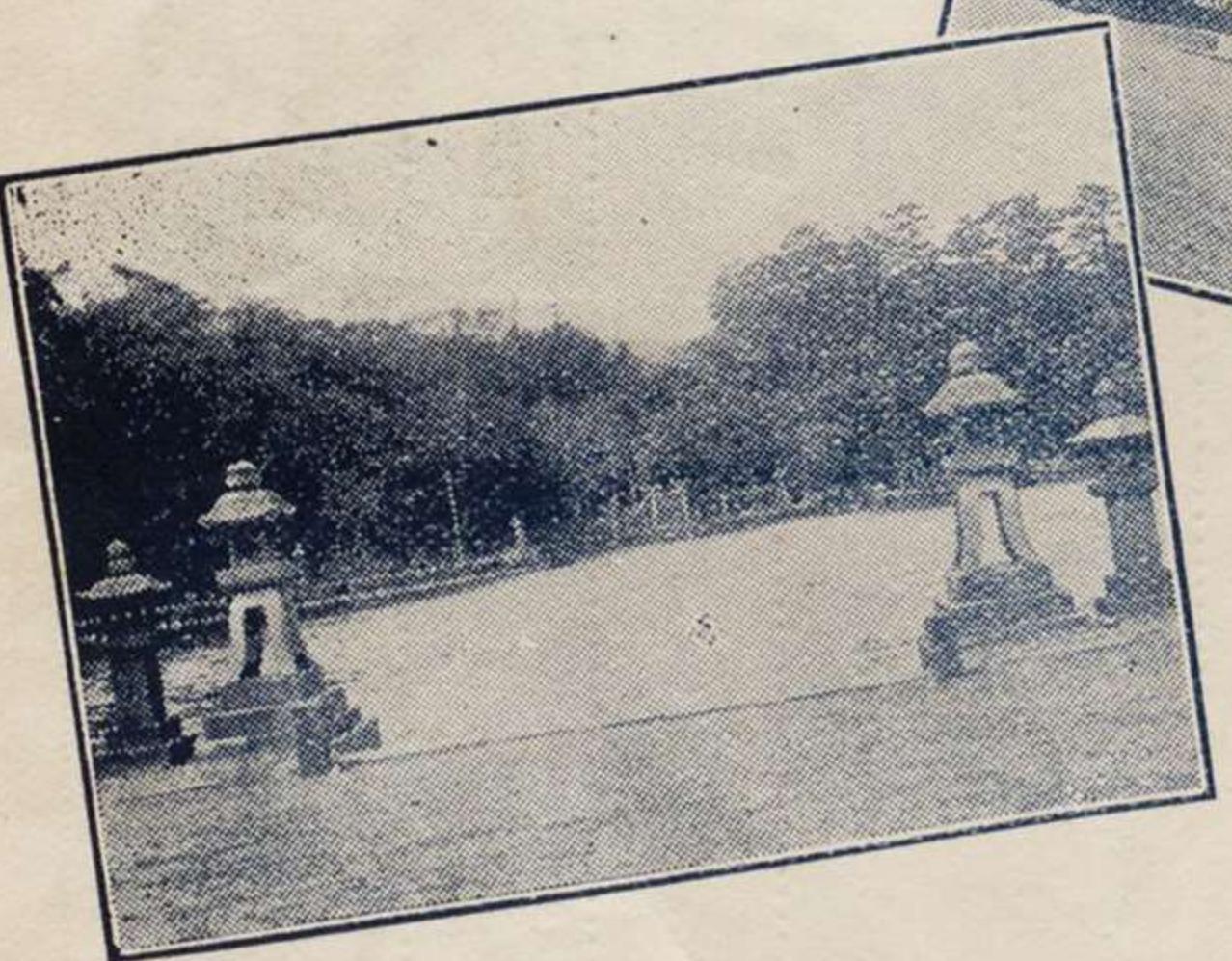
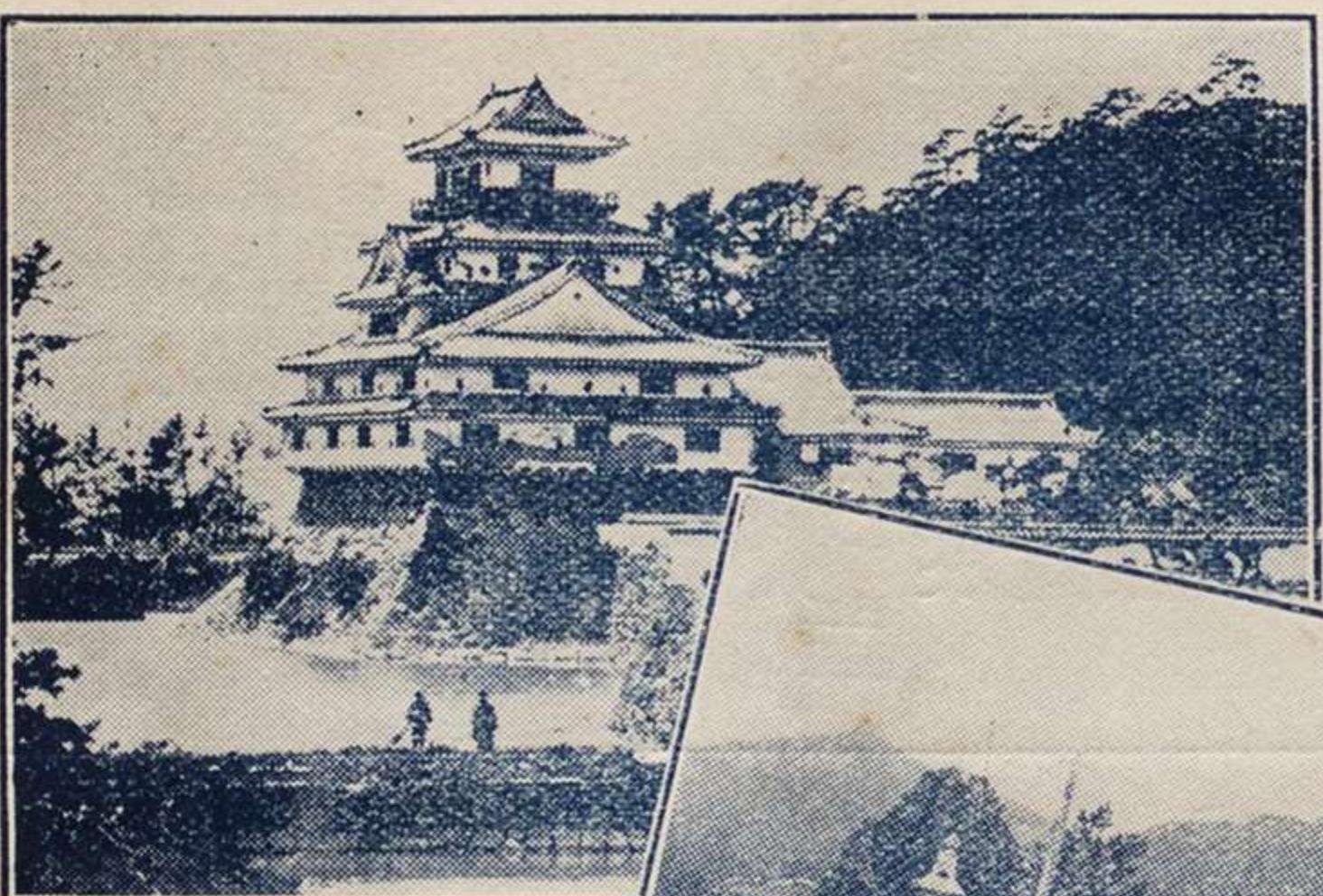


萩月報

號貳第



昭和三年五月號

1938年5月10日

山口縣萩町發行

目 次

庶般行政	旌表	學業	土木
◆褒狀下附 ◆納稅美談			◆萩町道路工夫の配置區域 ◆越ヶ濱水道工事現況
		◆本縣知事訓令 ◆田中總理大臣の所懷 ◆一戸帝國在郷軍人會々長の訓示 ◆内務大臣の訓令 ◆御大禮記念	自四四 至四五
		◆町制の往時と現代(附錄) ◆天長節奉祝 ◆萩町會議員選舉の効力に關する行政訴訟 ◆萩町辭令	自四五 至四五
		◆萩町學事狀況 ◆小學校教員異動 ◆兩參寄贈 ◆第四回山口縣聯合報德會概況 ◆白水小學校第二回敬老會	自一七 至一八
產業		◆萩町農業組合總會 ◆山田區字木間畜牛調查 ◆山田木炭共同販賣組合の狀況 ◆越ヶ濱漁業組合總會 ◆漁業組合借入金 ◆四月中町立萩魚市場買取拔高 ◆全國農村手工藝展覽	自二五 至二六
財政經濟		◆一府六縣產共進會の概要 ◆萩港へ汽船回航のこゝに付實況調査 ◆四月中輸出入貨物調査 ◆萩夏蜜柑	自二五 至二六
軍事		◆祝賀會 ◆昭和三年度萩町養鷄組合二十周年記念	自二五 至二六
◆幹部候補生に就て ◆短期現役兵に就て ◆徵集延期			自二五 至二六
社會	講演	◆萩町櫻花宣傳の爲に ◆三月中の火災 ◆投書函の設置 ◆山根男の葬儀	自五〇 至五〇
雜事		◆夏橙に關する講演(その一) ◆講師國立興津農事試驗場技師高橋郁郎先生 ◆報德講演講師報德會幹事花田仲之助先生	自六二 至六二
◆早老の豫防(その二) ◆個性尊重と職業指導に就て ◆萩町日誌(四月分) ◆感謝			自六二 至六二

庶般行政

過般共產黨事件の發生につき大森本縣知事より縣下の市町村長に對し左の通り訓令を發せらる

過般共產黨事件の發生は我國體の本義と君臣の分義に鑑み誠に天人俱に許さざる惡虛無道の事柄なり事件の内容は金甌無缺の國體を變革して勞農階級の獨裁政治を樹立し以て共產主義社會の實現を企圖し當面の政策として革命を遂行せむとするものなり而も國體に關し國民の口にするたに憚るへき暴虐なる主張を喧傳流布するに至りては實に不逞不忠言語に絶せり由來我か國體は萬古不易世界に卓越し義は君臣にして情は父子の如く國體の精華は立國の始より確立し忠誠なる國民性は深く茲に基せり然るに輓近外來惡思想の流傳に逢ひ國體國憲を破壊せんとするか如き組織的大陰謀企劃されたるに至りては寔に萬邦無比の國情を毀傷するものにして忠良なる國民舉て恐懼措く所を知らざる次第なり職を公に奉し地方自治の當路に在る者は此の際其の重責に顧み深く念を茲に致す

の要あるを認む

世態の複雑に伴ひ諸種の思想の出現することは免れざるへき所なるも輕佻浮薄の惡思潮に對しては深く戒飭し一般市町村民は互に自覺自重し國體を尊ひ國憲を重し各其の職分に忠實なることを要す
國家の基礎を危殆ならしむる險惡なる思想に對しては政府は徹底的矯正を圖り抜本塞源の方針なるか地方自治當局者亦之に對應して國民思想の涵養精神の作興に務めざるへからず部内資本家をして勞資協調の方途を講せしめ以て穩健適正なる社會政策實施に貢献せしむるは極めて緊要にして其他各般の施設に最善の措置を爲すことを要す

今回の事件の極めて重大なるに鑑み深く部内を戒飭すると共に天壤無窮の國體の精華を市町村民に徹底するに萬遺漏なきを期すべし

昭和二年四月二十八日

山口縣知事 大森吉五郎

不祥事件に就き所懐を宣ふ

内閣總理大臣 田中義一

共產黨事件の發生に對し私は國體の精神と君臣の分義とに鑑み實に恐懼措く所を知らない。事件の内容は金甌無缺の國體を根本的に變革して勞農階級の獨裁政治を樹立し其の根本方針として力を勞農ロシャの擁護及各殖民地の完全なる獨立等に致して革命を遂行するにあつたのである。而も國體に關し國民の口にするだに憚るべき暴虐なる主張を印刷して各所に宣傳頒布したるに至つては不逞狼藉言語同斷の次第て天人俱に許さざる惡虐の所業である

由來我が國體は萬邦に卓越し義は君臣にして情は父子の如き國柄に於て偶々今回の大不祥事を出した事は痛恨骨に徹して熱淚の滂沱たるを禁し得ぬのである

○
世態の複雑に伴ひ諸種の思想が現はれるのは止むを得ないが私は其の點に就て能ふだけ理解ある態度を以て臨みたいと思つて居る。然し事苟くも

私は大政變理の重責に膺り一念此に到れば感慨無量である

○

世態の複雑に伴ひ諸種の思想が現はれるのは止むを得ないが私は其の點に就て能ふだけ理解ある態度を以て臨みたいと思つて居る。然し事苟くも

皇室國體に關しては斷乎として假借するを許さない。輕佻浮薄の惡思潮に囚はれ此の事件に加はつたものの不心得は悲しむべきであるが此の際一般國民は互に自覺自重して甘言美辭の誘惑を一蹴し國體を尊ひ國憲を重んじて各々其の職分と生活とに忠實ならんことを切に希望する。

○
國家の基礎を危うせんとする險惡の思想に對しては徹底的に矯正を期さなければならぬ。政府は今回の事件を機とし各方面に亘り更に最善の舉措を施し殊に文教の振興を謀り青年學生を善導して抜本塞源の道を講じたいと思ふ。同時に宗教家経世家も此の際奮起して國民思想の涵養と精神の作興とに努力貢獻せられたいのである。又資本家に對しては一段の考慮を促がすの要を認める。言ふ迄もなく資本と労働とは齊しく必須の生産條件で兩々相待つて初めて社會生活の完全を期し得るのであるから進んで勞資の調和を謀り常に穩健なる社會政策の施設に資することを力められたい

○

にして恐懼措く能はざる所なり

抑も共產主義に胚胎せる過激思想は兇暴なる手段を以て國體の變革を圖り皇國三千年の歴史を覆さんとするものにして其亡狀眞に惡む可し吾人は居常聖旨を奉戴して國家擁護の重きに任す宜しく現時の國情に處して益々操守を堅くし團結を鞏固にして鄉黨相戒め戰友相率ひ率先惡思想の排除に努め肇國の大義を顯揚し以て本會の使命を完ふせんことを期すへし

昭和三年四月二十日

帝國在郷軍人會會長 一戸兵衛

因に萩町内にある各在郷軍人分會は四月廿九日天長の佳節に當り左の宣誓を効し其の嚮ふ所を聲明せり

宣誓

帝國は國難に遭遇せしことなきにしもあらずと雖現下の如く我が金匱無欵の國體を破壊せんとする兇徒の跳梁より甚しきは莫し帝國在郷軍人會會員は茲に天長の佳節をトして左の件を宣誓し戮力協

要するに今回の事件は國家の存立上最も重大の憂患を含むものであつて善後の所置に對しては特に周匝の用意を拂はなければならない。唯偏へに上心を一にして國體を護るの覺悟を大經とし民族の發展國民生活の安全を第一目標として進みたいのである。殊に政治に携はるもの言動は影響する所極めて大なるが故に一層の注意を要することは言ふ迄もない。私は此の點に就き職責の重きに顧み固く自ら決する所あるを以て深く思を潜め心を専らにし身を以て今日の國難に當る覺悟である茲に之を聲明して自ら警むると共に嚴肅に國民の省察を求むる次第である

共產黨事件の發生につき

一戸帝國在郷軍人會會長
より左の訓示を發せらる

我國開闢以來時に治亂隆替なきにあらずと雖今回の如く金匱無欵の國體を破壊せんとする組織的大陰謀は未だ曾て之を聞かず實に昭和聖代の不祥事

心其の貫徹を期す

一、我等は我等の本分に鑑み誓て國體の擁護に任す
二、我等は鄉黨相戒め誓て詭激の思想を排除す
三、我等は同胞相率ひ誓て肇國の大義を顯揚す

國民融和の實現に關し内務大臣より各府縣廳に對し左の通訓令を發せらる

融和事業の基調は差別の偏見を絶つに在り其の要旨は曩に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭の行はせられんとす是れ正に舉國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新的洪謨に遵ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する

所なかるべからず
地方當局者亦能く此の機運に察し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり

一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡旨を宣揚すること
二、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること
三、融和の障礙たるべき事象は速に之を除去すること
四、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること
五、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること
六、念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を須たず之を艾除して其の弊竇を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり各位克く此の意を更に有効適切なる施設を講し共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾ながらむことを望む

昭和三年四月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

今秋行はせらるへき御大禮記念事業企劃に關し本縣内務學務兩部長より縣下の市町村長に對し左の通り注意ありたり

大禮記念事業に關する件

今秋御舉行あらせらるへき御大典に際し市町村其の他の公共團體に於て夫々記念事業を企劃するは寔に機宜に適したる施設にして亦當然のことと相應候申すまでもなく右は國家至重の御盛儀に有之是を永遠に記念すべきは極めて意義深きことに有之候就ては之か擇擇に當りては最も慎重なる攻究を遂げ眞に各地の實情に應じ最も適切緊要と認むるものを擇擇し其の實行に當りては必ず成功の萬全を期せらるる様致度從來記念事業施設の實跡に徴するに動もすれば徒に華大を趁ふて實益と負擔との点に慎重なる考慮を缺き其の甚しきは中途挫折して其の實の舉らざるものなきにあらず如斯は折角の記念事業も却て地方經濟を累すこととなり誠に恐れ多きことたるのみならず奉祝の至誠を竭くす所以に無之候に付其の邊特に御留意の上萬遺

憾なきを期せられ度猶各種團體等に於ても其の趣旨を體すべく御措置相成候様致度此段及通牒候也

萩町制の往時と現代

明治七年一月從來の三支廳を廢止して二十一大區に分ち更に之を百二十七小區に劃し次で再び小區を改めて二百六十六小區とし大區に區長一人を置き舊勘場を扱所又は會議所と改稱小區には各副區長（後に戸長）を置けり當時萩町は元町奉行及當島宰判所管の町村を併せて第二十大區に隸せしめ其の扱所を萩八丁筋舊勘場に置く而して萩に於ける

十四ヶ小區の配當次の如し

第六小區 椿鄉東分

（目代、上津江、中津江、下津江、上野、中ノ倉、椎原、松本、沼田ヶ原、香川津、鶴江、小畑、越ヶ濱）

第七小區 川島村

（上土原、下土原、十文字原）

第八小區 古 萩

（馬場ノ町、古萩町）

土 原

（東田町、上五間町、下五間町、吉田町、熊谷

山口藩を山口縣と稱し藩廳を山口縣廳と改稱し其の支廳を萩、赤間關及岩國の三ヶ所に設けて各其の地方を管理せしめ萩支廳は米屋町下り筋に在りたり其の余の地方には十六部署を設けて政務を執らしむ

町、濱崎町、濱崎浦) (及び六島)

第九小區

萩町

(西田町、瀬戸物町、小道具町、津守町、塩屋町、友貞横町、米屋町、戎町、相首町、瓦町、吳服町二丁目、吳服町一丁目、八百屋町、油屋町、紙屋町、古魚店町、北片河町、春若町、今魚店町)

南古萩

(糸鬚町、袋町)

堀内

(舊城地、四本松、深野町、西ノ濱、花ノ江筋、折廻筋、廣小路、後町、猫ノ町、三年坂筋、春日馬場、大馬場)

北古萩

(御弓町、御弓町筋、淨國寺筋、亨德寺筋、海潮寺筋、妙性寺筋、鐵砲屋筋、長壽寺裏門筋、保福寺門前、鐵砲屋横町)

第十小區

河添

(勘場ノ町、三軒屋町、本町、開作)
平安古

(平安古二丁目、平安古筋、秀岳院筋、石屋町、石屋町筋、追萩町、沖田、満行寺筋、馬場ノ町筋、馬場ノ町、吉見橋、平安古一丁目、中渡)

萩町

(南片河町)

第十一小區

唐樋

(唐樋町、溝部横町)

江向

(小橋筋、馬場ノ町、舟廻、中ノ町、若松屋筋、雜賀下リ筋、米屋町下リ筋、竹丹波ノ町、馬場ノ町筋、古春日、久保町、徳隣寺筋、藍場ノ横町、溝邊筋、田畠、沖田、田中、水車筋地面)

八丁

(御殿横町)

第十二小區 椿鄉西分

(長野、霧口、沖原、木部、大屋、千法師、笠屋、河内、濁淵、椿、青海、櫻江、毛尻、雜式町、椿町、金谷)

第十三區 山田村

(東木間、西木間、北木間、九郎坊、後藤ノ浴殿河内、臺、中河内、田中、奥玉江、玉江浦、倉江、小原、青長谷) (及び三見村)

●郡區町村の編制
明治十二年一月郡區の改正ありて大區は郡に合し小區は町村に併せ始めて郡役所、戸長役場を設置せり茲に於て椿鄉東分村、椿鄉西分村及び山田村に各一戸長役場川内に七戸長役場を置く川内に於ける戸長役場の配置左の如し

戸長役場位置 管掌區域

平安古本町 萩平安古町、河添村

御許町 江向村、橋本町、御許町、唐樋町

春若町 堀内村、南片河町、北片河町、古魚店町、吳服町一丁目、吳服町二

丁目、南古萩、瓦町、油屋町、春

今魚店町、北古萩町、恵美須町、
細工町、塩屋町
土原村
土原村川島村戸長役と
今古萩町
今古萩町外十ヶ町戸長役場と稱す
濱崎町、濱崎新町、東濱崎町、熊
谷町、今古萩町、東田町、上五間
町、下五間町、吉田町、古萩町、
津守町

同時に椿郷東分村戸長役場は宇松本に椿郷西分村
戸長役場は宇濁淵に山田村戸長役場は宇奥玉江に
置けり

戸長は概ね民選に係るものにて官選は寧ろ變則と
せりこれに參與する町村會も大正十二年戸長設置
と同時に開始せしものにて其の議員は土地の智識
階級の中に就き官選により依囑せしものなり

◎町村自治制度の實施

明治二十一年四月市制町村制の公布あり翌二十二
年これが實施となるに及び川内四戸長役場を廢止
し其の區域を合併して之を萩町に置けり而して川

外の三ヶ村は從前の區域を以て直ちに町村制を實
施せりここに於て舊時の萩城下に四區の自治團体
を生ずるに至れり

◎大萩町の實現

萩町と川外椿東、椿、山田の三ヶ村との合同は多
年此の地方有志の要望する所なりしもたゞその自
治體各自の状勢に於て容易に統合し難く幾多の經
緯を重ねてその機會の到るを待つて然るに大正十
一年に至り關係町村の意見竟に一致を來たし翌十
二年一月二十四日愈々合同處分を上廳に具申し其
の施行期日を四月一日とせり當時具申の要件左の
如し

一、處分の要項

萩町、椿東村、椿村、山田村を廢し其の區域を
以て新に萩町を置く而して新置町に萩町の名を
附するは今度合併する區域一帶の地が往古より
通稱萩と唱へ來れる史的沿革あるに由る

二、處分の理由

椿東、椿、山田の各村は阿武川の下流橋本、松
本の二川を隔てゝ萩町と相比隣し附近一帶の地

して出金することとせり右の外各小學校に屬す
る基本財產は其の全部を新置町に歸屬せしめ現
在に於ける使用の目的及びその金種を變更する
ことなくこれを新置町の特別基本財產とす而し
て以上新置町に歸屬せしめたる殘餘の土地其の
他の財產は現在の町村を區域とし當分の間新置
町の一部有財產とし其の財產より生ずる收入は
亦これをその一部の收入となしこれが管理處分
に付ては別に區會を設置してこれに當らしむ

四、各施設の處置

各町村にて施設計劃せる小學校其の他の學校、
圖書館、公會堂、魚市場、消防組、傳染病院等
の諸施設は其の全部を新置町をして繼承せしむ
ることとす就中現在の萩町及椿東村に於ける魚
市場はこれを新置町の特別會計魚市場として經
營し其の收入剩餘金は將來各團體の基本財產及
び積立金全部を新置町に統一するに至るまで新
置町の一部なる現在の萩町及椿東村の經營する
道路用地買收費并に濱崎港灣改修費等の財源に
之を充當することとす

三、財産の處分

關係各町村の所有する町村基本財產現在額は其
の全部を擧げて直ちに新置町に歸屬せしむるこ
との到底不可能なる所よりこの際新置町の基本
財產として現金壹萬圓を設置することに定めこ
れを大正十年末現在の戸數並に國縣稅徵收額に
對し各百分の五十を配當しこれを各町村に按分
なり

此の外大正十一年度に施行すべき各種事業にして廢止後なほ新置町の一部に屬する事業として遂行するものを附記せり此の具申書に對する政府當局の審理は遅かに進捗して同年三月十七日合併許可の運びとなれり

茲に於て大正十二年四月一日を以て愈々一町三ヶ村の合同成り永年懸案たりし大萩町はここに其の實現を見るに至れり

一町三ヶ村合同後に於ける萩町の大字名稱
川島、土原、橋本町、御許町、唐樋町、江向、河添、平安古、堀内、南片河町、南古萩町、吳服町一丁目、吳服町二丁目、油屋町、古魚店町、春若町、北片河町、樽屋町、今魚店町、北古萩町、鹽屋町、細工町、津守町、上五間町、下五間町、吉田町、西田町、今古萩町、熊谷町、濱崎新町、東田町、鹽屋町、細工町、惠美須町、瓦町、米屋町、濱崎町、東濱崎町、椿東、椿、山田（以上四十大字）

萩町に於ける現行の區長行政區域及其の名稱

名 称

區 域

川島第一區區長役場
川島第二區區長役場
川島第三區區長役場
川島第一區區長役場
土原第二區區長役場
土原第三區區長役場
橋本町區區長役場

御許町第一區區長役場
御許町第二區區長役場
唐樋町區區長役場
江向第一區區長役場
江向第二區區長役場
江向第三區區長役場
江向第四區區長役場
河添第一區區長役場
河添第二區區長役場
平安古第一區區長役場
平安古第二區區長役場
平安古第三區區長役場
橋本町一圓

川島の南部

川島の中部
川島の北部
土原の南部
土原の中部
土原の北部弘法寺
川の以北を除く

御許町第一區區長役場
御許町第二區區長役場
唐樋町區區長役場
江向第一區區長役場
江向第二區區長役場
江向第三區區長役場
江向第四區區長役場
河添第一區區長役場
河添第二區區長役場
平安古第一區區長役場
平安古第二區區長役場
平安古第三區區長役場
橋本町一圓

御許町の南部
唐樋町一圓
江向の東部
江向の南部
江向の北部
江向の西部
河添の東部
河添の西部
平安古町の南部
平安古町の西部
平安古町の東部
橋本町一圓

堀内第一區區長役場
堀内第二區區長役場
堀内の南部
南片南古萩區區長役場
南片河町南古萩町
一圓
吳服二丁目油屋町區區長役場
吳服町一丁目二
丁目油屋町一圓
古魚店町春若町北片河町區區長役場
古魚店町
春若町北片河町一
樽屋町今魚店町區區長役場
樽屋町今魚店町一
圓
北古萩町第一區區長役場
北古萩町第二區區長役場
北古萩町の南部
鹽屋町細工町區區長役場
鹽屋町細工町一圓
惠美須町區區長役場
惠美須町一圓
瓦町區區長役場
瓦町一圓
米屋町區區長役場
米屋町一圓
西田町區區長役場
西田町一圓
東田町第一區區長役場
東田町の南部
東田町第二區區長役場
東田町の北部

中の倉第一區區長役場
人丸神社入口より
中の倉第二區區長役場
人丸神社入口より
松本市區區長役場
船津區區長役場
無田ヶ原區區長役場
香川津東區區長役場
香川津南區區長役場
香川津西區區長役場
香川津北區區長役場
鶴江第一區區長役場
鶴江第二區區長役場
前小畠區區長役場
後地區區長役場

人丸神社入口より
上
松本市一圓
船津一圓
無田ヶ原一圓
香川津の東部
香川津の南部
香川津の西部
上鶴江一圓
下鶴江一圓
前小畠一圓
後地一圓

後小畠區區長役場
越ヶ濱第一區區長役場
越ヶ濱第二區區長役場
越ヶ濱第三區區長役場
越ヶ濱第四區區長役場
越ヶ濱第五區區長役場
越ヶ濱第六區區長役場
河内區區長役場
笠屋區區長役場
霧口區區長役場
鷲谷區區長役場
金谷區區長役場
椿町區區長役場
雜式町區區長役場
濁淵區區長役場
青海區區長役場
東木間區區長役場
西木間區區長役場
北木間區區長役場

後小畠一圓
越ヶ濱東町
越ヶ濱福町
越ヶ濱横町
嫁泣二丁目
嫁泣二丁目
河内一圓
笠屋一圓
霧口一圓
冲原本木部一圓
鷲谷一圓
金谷一圓
椿町一圓
霧口一圓
鷲谷一圓
金谷一圓
椿町一圓
濁淵椿一圓
青海櫻江一圓
東木間一圓
西木間一圓
北木間一圓

人丸神社入口より
下
人丸神社入口より
松本市區區長役場
船津區區長役場
無田ヶ原區區長役場
香川津東區區長役場
香川津南區區長役場
香川津西區區長役場
香川津北區區長役場
鶴江第一區區長役場
鶴江第二區區長役場
前小畠區區長役場
後地區區長役場

人丸神社入口より
上
松本市一圓
船津一圓
無田ヶ原一圓
香川津の東部
香川津の南部
香川津の西部
上鶴江一圓
下鶴江一圓
前小畠一圓
後地一圓

後小畠區區長役場
越ヶ濱第一區區長役場
越ヶ濱第二區區長役場
越ヶ濱第三區區長役場
越ヶ濱第四區區長役場
越ヶ濱第五區區長役場
越ヶ濱第六區區長役場
河内區區長役場
笠屋區區長役場
霧口區區長役場
鷲谷區區長役場
金谷區區長役場
椿町區區長役場
雜式町區區長役場
濁淵區區長役場
青海區區長役場
東木間區區長役場
西木間區區長役場
北木間區區長役場

後小畠一圓
越ヶ濱東町
越ヶ濱福町
越ヶ濱横町
嫁泣二丁目
嫁泣二丁目
河内一圓
笠屋一圓
霧口一圓
冲原本木部一圓
鷲谷一圓
金谷一圓
椿町一圓
霧口一圓
鷲谷一圓
金谷一圓
椿町一圓
濁淵椿一圓
青海櫻江一圓
東木間一圓
西木間一圓
北木間一圓

山田第一區區長役場

九郎坊殿河内臺一
圓

第二條 區長及區長代理者は其區内に在る萩町の特設役員との間聯繫を保ち其の統督指導に努むへし

第三條 區長に於て町長其の他の行政廳へ宛てたる願届書類を受理したるときは其事實を調査を

し遲滯なく之を町長に送致すへし

第四條 町長より區長に對し期限を附して調査を

命したる事項は其の事實を查覈し期限内に之

を町長に報告すへし

第五條 町長より區長に對し臨時事務代理を命し

たるときは之を措辨したる後遲滯なく其狀況

を町長に報告すへし

第六條 區長は前二條の外毎月中に於ける區内一般の行政事務の状況を具し翌月五日迄に之を

町長に報告すへし

第七條 區長更迭の場合は區長の分掌事務あると否とに拘らす市町村吏員事務引繼の例に依り

其の事務を後任者に引繼くへし

前項の場合は引繼期日の三日前迄に其旨を町

長に申報すへし

萩町區長及區長代理人

附 錄

職務章程

第一條 區長及區長代理者は市町村吏員服務規律ノ規定ヲ遵守シテ區内行政事務ノ周匝を期し且區内一般の事象に關し共存共榮の實を擧ぐることに努むへし

第七條 區長更迭の場合は區長の分掌事務あると否とに拘らす市町村吏員事務引繼の例に依り其の事務を後任者に引繼くへし

前項の場合は引繼期日の三日前迄に其旨を町長に申報すへし

第八條 區長の分掌事務に關しては別に定むる規定に依り之を取扱ふへし
第九條 區長は其の事務を處理する爲め左の簿冊を區長役場に備へ付け當時適確なる整理を行ふへし

- 一、區長日誌
- 二、區長例規
- 三、區内戸口調査原簿
- 四、區内基本調査原簿
- 五、區長記録
- 六、區長取扱金受拂簿

第十條 前各條の事務の爲め要する費用は萩町の負擔とす

附則

本規程は昭和三年一月一日より之を施行す

◎ 天長節奉祝

一、四月二十九日は 壽上陛下天長の佳節に付早朝奉祝の煙火を打揚げ午前十一時より町公會堂に於て奉祝祝賀會舉行同十一時三十分一同

任萩町書記	中村敏勝
財務課勤務ヲ命ス	書記補 田中儀明
任萩町書記補	山本太郎
財務課勤務ヲ命ス	書記補 板藤儀輔
任萩町書記	山田新作
財務課國稅主任ヲ命ス	山田新作
財務課縣稅主任ヲ命ス	同
財務課町稅主任ヲ命ス(四月十四日付)	同

旌表

◎ 褒狀下附

萩町立堀内病院看護婦見習ヲ命ス(四月四日付)	永田キク
萩町技手ヲ嘱託ス	西元恒造
嘱託ヲ解ク(以上四月二十一日付)	大谷槌太
依頼免本職	阿武正勝
庶務課長ヲ命ス	同 多田文太
戸籍課長ヲ命ス	同 平川直景
勸業課長ヲ命ス	同 技手齊藤治雄
勸業課長ヲ免ス	金五百圓 記 正五位公爵 山縣有道
書記補 河内山欽一	全 菊屋孫輔
庶務課勤務ヲ命ス(以上四月十五日付)	金貳百圓 林安次郎
	金百五十圓 井原外助
	金百圓宛

盛会裡に閑會參會者六百九十名なり

◎ 萩町會議員選舉の効力

四月十九日口頭審問の爲開廷の豫定なりしこころ原告より代理辨護士死亡し之が選定を要することを理由とし延期方の申請を爲したるにより来る五月三十一日を以て更に開廷の旨被告山口縣參事會へ通知ありたる趣なり

◎ 萩町辭令

任萩町書記	中村敏勝
書記補 田中儀明	

本年一月帝國在郷軍人會萩分會基金として頭書の金額を寄附したる左記の者に對し褒章條例に依り大森本縣知事より夫々褒狀を下附せらる

從二位勳一等功三級男爵 田中義一
 堀松藏 末岡周介
 増山良子 八木馬太
 島屋要次 田村忠一
 末永光藏 岩崎小一
 玉木亟輔 長濱友雄
 增野久仁 中山中三吉
 川貞一 高橋大次郎
 楊井正一 熊谷五三郎
 小原彌一郎 中村善右衛門
 柏木源五郎 大岡興一郎

貧困を理由とし縣官の前で財産の差押を要求したるに對し嘗て高等女學校を卒業したる全人の子女は母親に向ひて其の不心得なることを懇諭し即座に拾數圓の滯納金を出金せしめたること時節柄美談の一として紹介致す

學事

昭和二年度に於ける萩町學事の狀況左の如し

熊谷五三郎

高橋大次郎

中村善右衛門

○納稅美談

萩町に於ける昭和二年度縣稅滯納金整理の爲此程來縣官出張中のところ某所滯納者は理不盡にも納稅の不可能なることを主張せるに對し在郷軍人である全人の息子は納稅義務者たる父に代り滯納金全部を出金し且つ縣官に對し今日まで迷惑を掛けたことを陳謝したこと又或町滯納者の妻女は

大正六年三月三十一日設立認可後十一ヶ年を閱みし本年度に於ては生徒定員五百名に對する校舍の増築を完了し更に文部大臣の認可を受け同校學則の一部を改正して學科配當並に教科課程中に變革を加へたり

學年始めに於ける生徒數三百六十九名にして八學級を編成せり、昭和二年四月三十日校長高村茂太郎氏退職吉田豊介氏後任校長として新任し其の他

自家營業八 其の他二 計四八なり

○小學校

管内六小學校は各其の通學區域の中央に在りて通學上不便なく又學級の編成に付ては前年度と變化なく加設科目としては土地の狀況に依りて手工圖畫農業水產家事の内一科目を設置し兒童の趣味發明工夫勤勞の良習慣を養成助長し延ひては家庭の副業熱を刺激せしむることゝせり

小學校令の改正に基き町内四小學校に本科正教員を増置したる爲兒童に對し充實せる教授を行ふことを得たるのみならず教員相互間に於ける教授上の便益向學の研究等に付多大の効果を現はしつゝあり

本科正教員

五年未滿	三十六人
十年未滿	二十二人
十五年未滿	十一人

の教員に在りては移動概して少く生徒の學業に關しては平素の豫習復習に重きを置き月末に當りては殊に復習の週間を設け生徒向學心の養成と教授事項の徹底とに努めたり

而して全生徒學業成績平均点は六八点三にして前年度六八点二に比し)、一の上進を認むるに至れり、生徒の實習及修學旅行に關しては五年生に商業の實踐を課するの外萩商工會の特產品賣出、デーを利用し物品販賣の業務を實習せしめ一面校内に於ては販賣部の資金を以て商品の陳列顧客の應接等に付實地の研究を行はしめ其の所感を徵することゝせり

修學旅行は五年生三十四名四年生四十二名に對し引率教員三名附添ひ尊王敬神の思想を涵養するを主なる目的として伊勢神宮桃山御陵に參拜せしめ又商工業の一般的智識の涵養に資する爲京阪地方一帶の商工業發達の實況を觀察せしめたり

卒業生就職の狀況は財界の不況に拘はらず左の成績を得概して良好なり

商店一三 會社一二 銀行六 官廳三 進學四

二十年未満	十二人
二十五年未満	六人
三十年未満	九人
三十年以上	二人

専科正教員

五年未満	八人
------	----

木間小學校に在りては校舍の改築を計畫し本年度に於て校地の擴張及教員住宅一棟を建築したり椿西小學校に在りては手工科を加設する爲手工科教室一室を明倫小學校に在りては煉瓦建奉安庫一棟を建築したり其の他の各學校を通し校舍運動場の修築を施し且つ教授用具類圖書類を整備して其の設備を改善するの外教員を縣内及他府縣の優良小學校に派遣して學事を視察せしめ又は進んで學術講習會等に出席を獎勵し其の素質の向上並教育の內面的充實に努めたり

學齡兒童に關しては一般に教育思想普及し兒童保護者之に對する留意徹底したる爲疾病廢疾の者を除く外未就學兒童皆無の状態に在り就學及出席の督勵に關しては兒童就學出席獎勵の旨を貫徹することに努力せり

○圖書館

明倫圖書館	椿西圖書館	越ヶ濱圖書館	椿圖書館	山田圖書館	計
所藏圖書冊數	和漢書	洋書	一、〇三七	一、〇三四	七、〇三七
開館日			三〇〇日	二〇〇日	三〇〇日
閱覽人員			二七、二二七人	二四、二〇〇人	二四、二〇〇人

○青年訓練所

各小學校長青年團長其の他關係者と共に本訓練所の設置に付趣旨の徹底を期したる爲漸次入所者を増加する狀況にあるも未だ職業の關係等に依り入所困難なる者相當の數に達せり明倫青年訓練所の

規程を設け貧困等により困難せる者に對し特に保護又は援助を與ふるの外方面委員をして常に區内の學事狀況に留意せしめ目的達成の爲遺憾なきを期しつゝあり

◎昭和二年度各學期を通したる兒童の出席狀況左の如し(出席百分比)

明倫	椿	東	越ヶ濱	椿	西	白	水	木	間
小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
九七、九九	九七、三	九六、三	九七、三	九七、五	九七、三	九七、三	九七、五	九七、五	九七、三
老、三	齿、六	老、三	齿、六	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三
計		老、三	齿、六	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三
		老、三	齿、六	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三	老、三

○各種學校

財團法人萩婦人會修善女學校は校舍敷地及運動場共に七百坪校舍及附屬建物約四百坪を有し本年度に於て二階建教室二室を建築せり教育經常費に付ては授業料萩婦人會資金利子基本金利子山口縣助成金萩町補助金三見村補助金本山教學部補助金及臨時寄附金等に依り之を維持し訓育の要旨としては教育勅語の御趣旨を奉體し忠孝の大義を辨へ實

管内五小學校に之を設備し明倫圖書館は本年度に於て大修理を施行したり兒童の讀物としては少女少女に關する月刊雜誌理科に關する雜誌御伽話に類するもの及學科參考書を主とし一般閱覽者の讀物としては文學雜誌實業に關する雜誌講談紀行文隨筆等を主なるものとせり其の圖書冊數開館日數及閱覽人員左の如し

如きは郵便局員自動車會社從業員等の爲特別班を設け之が達成に努め山田青年訓練所の如き大部分遠洋漁業者の部落を有するものに在りては漁業者の歸鄉時期を待つて特別訓練を行ふ等相當努力する所あり其の効績亦見るべきもの鮮からず

◎ 社會教育

青年團處女會共各小學校を中心として組織せられ團員會員の修養會又は体育會遠足會諸講習會等を開催し精神の修養と共に體力の増進を計りつゝあり又是等各小學校を中心とする團體を統制する爲萩町聯合青年團處女會を設置し主として各團體幹部の修養會聯合体育會施行等の事に當りつゝあり

以上の外教育に關する法人として兒童教育の充實向上を圖り兼て補習教育の普及徹底を援助する爲財團法人椿東教育會あるの外修善女學校を經營する爲財團法人萩婦人會ありて現に良好の成績を收めつゝあり

◎ 萩町立各小學校に於ける昭和三年度新學期の學級編成左の如し

學 校 名	尋常科	高等科	計 學 級
明倫尋常高等小學校	三六	七	四三

	椿東尋常高等小學校	一八	四	二二	二	二	二三
越ヶ濱尋常高等小學校	一一			一三			
椿西尋常高等小學校	一二			一六			
白水尋常高等小學校	三			四			
木間尋常高等小學校	一			四			
合 計	八七	二〇	一〇七				

◎ 昭和三年四月一日現在萩町青年團處女會の正員左の如し

明倫青年團	二五四名	明倫處女會	二二六名	椿東處女會	一一二名
椿東青年團	一六六名	椿東處女會	一一二名	越ヶ濱青年團	二七〇名
椿青青年團	七三名	椿處女會	五三名	山田青年團	二四六名
木間青年團	二二二名	山田處女會	四五名	木間青年團	一六名
計	一〇三一名	計	四七〇名	計	八七

萩町立小學校教員の異動

都野正好

山口縣阿武郡越ヶ濱尋常高等小學校准訓導ヲ命ス

但本科教員勤務 三級上俸給與

昭和三年四月二十七日

山 口 縣

閉會せり。

大森縣知事の告辭並本會に於て協議したる決議實行事項等左の如し。

(花田講師の講演筆記は本紙別項に之を掲ぐ)

告辭

茲に第四回山口縣聯合報德會を開催せらるるに當り所見の一端を披瀝するの機會を得たるは余の欣快とする所なり。

今や昭和の新時代を迎へて世局會通の機運に際し民心の作興と國力の振張とを圖るの要ある正に今日より急なるはなし而して之か方策固より一ならずと雖要是皇室中心の大義に則り知恩報德の大道に率由して外思想の善導に力を致し内修身齊家の實行に努め以て國運の伸展と民福の増進に資するに在り蓋し報德會の目的とする所亦茲に存す。

本縣聯合報德會夙に思を茲に致し克く内外の趨勢と縣内の狀況とに鑑み相提携し相連絡し率先民心及實行事項を協議併せて次回開催地を防府町とすることに協定せり次で午後一時より花田講師の有益なる講演參集會員の實驗談等ありて午後四時

は渾に機宜に適したるの企畫にして其の實績見る

べきあり殊に今秋は 今上陛下御即位の大禮を行はせらるる時に際す洵に皇國の祥運にして臣子抃舞の情禁する能はさる所宜しく舉縣一致念を報國盡忠の誠に輸し益々邦家の隆運に寄與貢獻する所なかるべからず希くは地方先覺者たるの各位爾今一層の努力を拂ひ益々報德精神の充實を計り所期の目的を達成せんことを期せらるべし一言希望を陳へて告辭です。

昭和三年四月八日

山口縣知事 大森吉五郎

決議

伏して以ふに今秋 天皇陛下は登極の令に遵ひて御即位の大禮を行はせ給ふ億兆の臣民孰れか慶賀せざるべけんや此の歲に方りて第四回山口縣聯合報德會を開くは蓋し偶然にはあらざるなり。抑も本會は聖勅を奉戴して知恩報德の大義を宣ぶるを本旨とするにあれば此の千載一遇の好機に際し一層發奮激勵以て天恩に酬ひ奉らんことを期す右謹而決議す。

昭和三年四月八日

第四回山口縣聯合報德會

實行事項

- 一、本會は適當なる方法に依り報德會總務所の計劃に係はる毎年一月二日の伊勢神宮參拜團に參加すること
- 一、會員は毎朝東方遙拜を爲すこと。
- 一、身邊其の他の諸整理を爲すこと。
- 一、報德會員たる者は人一倍公共の事に勵み特に納稅に關しては成るべく納期限前二日以内に完納する様努ること。

右協定す

昭和三年四月八日

第四回山口縣聯合報德會

●白水小學校第二回敬老會概況

四月十日午後一時より白水小學校々庭に於て開催

産業

◎一府六縣林產共進會の概況

招待を受けたる者は山田區内在住八十歳以上の者三十五名にして最高齢者は九十歳吉岡ハツ女なり校長の挨拶來賓の祝辭同校兒童の遊戯等ありて開宴來會者一同は左の數へ歌を合唱し閉會せり
敬老會數へ歌
一つとや 人にすぐれた長生で〜
御子孫繁昌おめでたや〜
二つとや ふるい昔のおもひ出に〜
お話はずんでおめでたや〜
三つとや 幹を守つて枝と枝〜
四つとや 喜び満ちたこのまどゐ〜
うたふ聲におめでたや〜
五つとや 家の寶のお年寄〜
いよ／＼お達者おめでたや〜
六つとや 昔語りに幼きも〜
若きも集うておめでたや〜
七つとや 長の年月御苦勞の〜
いさをし見にておめでたや〜
八つとや 山にも野にも花が咲き〜

去る四月十日より一週間防府町に於て開催されし一府六縣林產共進會は連日の好天氣に恵まれ四月十五日大盛況裡に褒賞授與式を舉行せり、萩町より全共進會の出品は合計七拾点にして内二十九点入賞し全入賞率一割八分に對し萩町の入賞率は實に四割一分の好成績を收め尙ほ會に附設の各地物產即賣會を利用し販路擴張の爲め約二十坪の區域に亘り萩町物產を陳列紹介したる所一日平均百圓以上の賣上げを見るに至り宣傳の徹底せるぞ品物

の豊富且つ陳列裝飾の完全なるに依り他郡市町村よりの出品を壓倒し林產共進會と相俟ち豫想外の成績を收め得たるは出品者各位の努力の賜物として厚く感謝する次第なり

一府六縣林產共進會萩町出品中の入賞者左の如し
 特等 手曲鋸 土原 伏谷吉次郎
 一等 竹 篦 香川津倉橋榮
 二等 洋材 杉苦刃木 萩製材株式會社
 三等 神代杉欄間吉田國弘
 二等 竹皮青海藤田義一
 二等 苗香川津前田六郎
 二等 竹米屋町林正亮
 二等 傑木村田タカノ
 三等 松下箸椎原區萩割箸工業組合
 三等 木間小坪豊
 三等 炭山田長尾市郎
 三等 木山田藤本經一
 全木全

玩具タンスヒエロ新川沖見富吉
 玩具シーソー新川沖見富吉
 全フランス人形全
 全人
 苦竹椿濁淵羽鳥俊男
 全鳥籠橋本町水津喜代藏
 竹細工新川富美商會
 竹杓松濱崎町竹内七藏
 竹御許町原田計光
 經木眞田御許町原田計光
 杉丸太雁島前田六郎
 松苗木青海藤田義一
 松板萩製材株式會社
 附記 土原伏谷吉次郎氏出品の鋸は特等及二等
 に萩町副業の一として獎勵中の竹等は一等に又
 疊に町主催の副業講習會を修了し椎原區に於て
 製出中の松下箸は縣下割箸中の最上位三等を於
 て入賞せるが如きは特記すべきことなりとす

◎萩港へ汽船回航のこと に付實況調査

朝鮮總督府の命令航路に屬する朝鮮大連北海道線を就航中の島谷汽船株式會社定期汽船を萩港に回航方に関しては豫て萩町より請願中の處同總督府遞信局書記小池朝光氏は實地調査の命を受け四月十八日來萩し滿鮮貿易貨物の輸出入狀況其の他精細なる調査を行ひ更に新川附近に於ける船舶の出入狀況萩港の現狀海陸運輸交通路線の狀態夏蜜柑の出荷現況町營濱崎越ヶ濱各魚市場の施設其の外林兼仲子兩氏の經營する罐詰製造工場等現地に就き夫々視察を遂げ翌十九日歸鮮したり因に島谷汽船株式會社の定期船は何れも二千噸級以上のものに屬し毎月一回乃至二回の上り下り共各一航海毎に萩港より最底百五十噸以上の貨物を呑吐せしめ得るにあらざれば同會社として收支計算上寄港を困難とする趣なるが如し

◎四月中輸出入貨物調査

		萩稅關支所調査		
		夏蜜柑	七噸	壹百九拾貳圓
		門司經由大連行		
杉丸太	貳拾八噸	五百五拾五圓	同	
計	參拾五噸	七百四拾七圓		
本年一月以降累計	貳百五拾五噸	四千四百參拾九圓		
(二)耕作地種類別				
平地	貳百二十四町壹反三畝十四步			
總本數	貳拾万四千六百六十九本			
傾斜地	拾貳万七千七百參拾六本			
內訳	壹反步平均本數五十六本			
	五万八千百二十五本			

◎萩夏蜜柑の基本調査

(昭和二年八月調)

(一)耕作地種類別		夏蜜柑	七噸	壹百九拾貳圓	門司經由大連行
平地	貳百二十四町壹反三畝十四步				
總本數	貳拾万四千六百六十九本				
(二)耕作地種類別					
平地	貳百二十四町壹反三畝十四步				
總本數	貳拾万四千六百六十九本				
傾斜地	拾貳万七千七百參拾六本				
內訳	壹反步平均本數五十六本				
	五万八千百二十五本				

(二) 耕作方法		宅地利用	壹反歩平均本數五十五本
自作反別		參拾町六畝二十八步	明治四十年末
小作反別		壹反歩平均本數六十三本	同四十三年末
農業者		百六拾五町九畝二十一歩	大正二年
商工業者		百貳拾八町三反五畝十八歩	同五年末
無職業者		六拾一町九反六畝二十七步	同八年末
其の他		三町壹反貳畝二歩	同十一年末

年 度 別	組合員數	出資口數	出資總額
明治四十年末	一一八人	二〇七口	二、〇七〇圓
同四十三年末	一一六人	二〇六口	二、〇六〇圓
大正二年	一六六人	二八三口	二、八三〇圓
同五年末	二〇五人	三三八口	三、三四七圓
同八年末	三八四人	九〇二口	四、五一〇圓
同十一年末	三九〇人	九一一口	四、五六〇圓
同十四年末	四四二人	九七四口	四、八七〇圓
昭和二年	四二八人	九五七口	一九、一四〇圓
二、剩餘金、各種積立金	五九	○	
明治四十年末	二七四	一四八	
同四十三年末	七三九	三九三	
大正二年	三五四	九一五	
大正五年末	二六六	一三六七	
同八年	一〇九六	一〇九六	
同十一年	二、四一九二	八六六	二、三五五
同十四年末	四、七九二四	九五六	六、三二二
昭和二年	六、七五三七	六二九	八、三〇六
三、預金、貸附金			

◎椿信用購買販賣利用組合
二十週年記念祝賀會

四月十四日元郡役所集會所に於て二十週年記念式典を舉行せり同組合設立以來の事業趨勢等左の如し

一、組合員數及出資額

年 度 別	預 金	貸 付 金	年 度 末 現 在
明治四十年	○	○	○
同四十三年	一、二五八	一、二五八	一、一〇七
大正二年	一四、六九二	一四、六九二	一七、三八四
同五年	七八、四二三	七八、四二三	三、一八六
同八年	一三〇、五〇〇	一三〇、五〇〇	一八六、四二二
同十一年	一八六、四二二	一八六、四二二	一三一、五八九
同十四年	二一六、五一七	二一六、五一七	一七九、四九八
昭和二年	因みに	因みに	

◎昭和三年度萩町養鷄組
合施設事業

五、山野に満つる大富源 勵め身の爲め國の爲め
勉めよ同胞二千人

萩町養鷄組合は過る四月廿一日元阿武郡役所集會所に於て第一回通常總會を開催し本年度經費收支豫算並に左記施設事業を議決せり

記

一、仲介

(イ) 初生雛の共同購入

從來萩町農會に於て取扱たる如く初生雛の共

同購入を爲す購入先は縣の指定に依るの外組合員の中に就き強健なる雛の孵化を獎勵す而して縣の指定を受けて購入したるものは一羽に付金五錢以内の縣費獎勵費を交付される様申請中なり

(ロ) 飼料の共同購入

從前同様飼料の共同購入を行ふのみならず本

年度よりは原料の共同購入を爲し各季節又は鶏種に適合する飼料の共同配合をも爲す豫定なり

(ハ) 鶏卵及生鶏の販賣

組合員の鶏卵及生鶏の販賣斡旋を爲す爲各方面に試賣宣傳を行ふ尙ほ去勢肥育を試みむとする向きに對しては無血主義の去勢をも指導す

(ニ) 鶏糞の共同販賣

養鶏の副産物たる鶏糞に餘剰のある場合は販賣者及び購入者の便宜を圖る豫定なり

二、其他

組合員の希望に依りては適當なる時季を見計ひ養鶏に關する研究會又は講話會を開催す

◎ 紫雲英採種圃立毛検査

成績

大正五年本町椿に於ては農家の副業として紫雲英種子の採種獎勵并に販賣事業を開始せり之を以て

一、四月十九日四月二十日の兩日品評會開催審査
午前八時より午後五時半までに終了せり

本年度採種面積は約四十五町歩にして開花結實期に於ける天候良好なるものとし其の收穫約壹百八拾石を豫想せらる
我が山口縣下に於ける採種事業の濫觴とす其の當時採種せる種子の品位は岐阜奈良縣產に劣るの風評あり其の價格の格差甚だしく販路亦狭域に止まるを以て爾來原種圃の設置を爲すと共に優良種子の配布を行ひ栽培地立毛の狀況をも検査し不良品の混種せるものは全部を二等品以下とし或は刈取綠肥と爲すことを督勵せり一面各搬出先へは其の種子を無代を以て發送し先進地優良品種との收量の比較調査試驗施行方を依托し以て今日の如き聲價を博するに至れり

◎ 春蒔蔬菜苗床品評會の成績

◎ 山田木炭共同販賣組合の狀況

昨年十月より開始せる山田木炭共同販賣は其の後毎月とも出荷多く本年三月迄既に壹万六千二百圓に達する賣上けを爲し組合員亦百名を超ゆるの盛況を示せり四月二十五日第一回通常總會を開催し前年度決算並本年度豫算を可決して次て役員選舉を行ひ組合長に大田民藏氏副組合長に鈴木徳八氏當選せり尙ほ本年度に於ける出荷量は二万五千俵金額に於て優に三万圓を突破する見込なり

◎ 山田區字木間畜牛調査

の成績

四月十九日同部落の畜牛百三頭に就き調査を行ひたる概要左の如し

前年同期調査九十八頭に對し五頭の増加を示し加ふるに前年に比し体型優良而も朝鮮牛の減少に連れ無角種系統及改良和種の増加を來たし一

段と進歩の跡歴然たり尙一般に生産の氣運に向ひ仔牛の増加と相俟つて育成の技術進み面目を一新せり今後益々同地農家の副業として推奨するの必要を認む

◎越ヶ濱漁業組合總會

四月二十日越ヶ濱中善寺に於て同漁業組合總會を開催昭和三年度經費豫算其の他七件を議決せり

◎漁業組合の借入金

越ヶ濱漁業組合に於ける金貳萬圓起債の件及玉江浦漁業組合に於ける金壹千五百圓起債の件四月五日付本縣知事より認可の指令ありたり

◎四月中町立萩魚市場賣買取扱高

萩魚市場 七二、〇七七、五一〇
同越ヶ濱出張所 一九、五四二、二四〇

國家の主要なる任務であり急務であると考へられます。しかし一面に於て農家諸君の自主的建設も亦、更に緊要なものではないかと考へられます。現今農村からいはゆる「疲弊」の文字を取り去ることは、結局不如意の農家經濟を緩和することでありませうこの緩和の爲めには收入の少い本業以外に、収入の道を講ずることも一方策であります。

まして農業はその性質上勞力の配分が不均一で、餘剩勞力の利用機會が多いのです。この餘剩勞力を利用して（即ち副業）收入を増すことは最も適切なる方法であると存じます。又收入と相對する消費の方面からも農家經濟を緩和する必要がないでせうか一片の家庭用具でも身の周りの廢材を利用して作ることになればそれだけ支出を喰ひ止める結果になります。

又過激な勞働たる本業の片手に、美術的、創作的手工藝に從事することは一に農村生活の内容を質的に充實する所以であらうと存します。これ等の意味に於て農村手工藝を發達せしむることの意義

同玉江出張所 六、五五二、八〇〇
合計 九八、一七二、五五〇

◎全國農村手工藝展覽會

東京國民新聞社主催全國農村手工藝展覽會開催につき本縣内務部長より縣下市町村長に對し左の通り申越しあり

来る七月十五日より十九日迄五日間國民新聞主催の下に標記展覽會を東京市銀座松屋吳服店樓上に於て左記要項により開設可相成趣さに有之候處全國農村手工藝品を一堂に集め展覽することは當業者に對し彼是比較研究と販路開拓の機會を與へ副業獎勵上効果渺なからざるものと被存候に就ては貴市町村内に於て適當と認むるもの多數出品方勸誘相成度及照會候也

全國農村手工藝展覽會趣旨書

農村疲弊の聲は久しい間、叫ばれた言葉です。そして今尚叫び續けられて居る言葉です。この問題の解決は、獨り農村のみの關係事でなくして、實に

を力強く認識します。これ我が社が敢て諸君の片腕となり、他動的に微力を盡すべく茲に手工藝展覽會を開催するに至つた所以であります。

◎各地の副業紹介（その二）

厚狭郡吉田村の竹箸製造

厚狭郡吉田村は戸數五百四十戸を有し人口參千竹箸の製造戸數二百五十戸を算し年產額三萬五千圓を擧げ村の生産物中重要な位置を占む全地に於ける製造の起因は今より約二十五年前俵山村に於て之を習得したるに始まり當時は小刀にて削りし程度のものなりしが前より現在の打込器を使用するに至り材料は主として全地產の孟宗竹及苦竹を以てし孟宗竹は三年以上苦竹は四年以上のものを使用せり

半（約千五百人前—一千人前）にして普通工賃七八十錢以上を得箸の收入のみにて子女を育つる寡婦數名もあり、打込器にて製作すれば、間断なき音響の爲自然競争心を誘發し朝寝する者一人も無く勤勞の習慣を養成する副效果あり、販路は主として下關、廣島、九州、朝鮮、滿州方面にして需要無限なり、同地竹箸副業發達の近因は同村に於て有力なる竹箸仲買人ありて製品出來次第直ちに代金を支拂ひ且つ資力なき者は原料を與へ製品を受取るとき原料代を差引き工賃を支拂ふ等販賣又は原料に憂慮することなく一年中無休で製造を繼續し從つて能率を増して製品の安價を計りしに依る現在價格は一杷（五十人分）六錢五厘なり。

因に器械は打込器鉋共壹圓六十錢にして見本は萩町勸業課にめり共同購入の斡旋も爲す豫定なり

◎ 産業餘談

私が萩町の産業立町を唱へますので、或る日私の友人が、親切にも町衙を訪ねて呉れられ、今をして居る一事である。

言葉を替へて申せば、十年間一進もなければ、一退もない、即ち少くとも十年間は、慥かに時世に後れてゐるのではないかと思はれるのであります。幸に今日は、大萩町と云ふ新舞台になり、加ふるに今回の副業獎勵に關しては大方諸君の熱烈なる共鳴を、博して居りますから、私も緊褲一番して、十年來の頽勢を挽回し、徐ろに萩町工業化の實現に努めたいたいと思ひます。

偶々感する所あり、敢て讀者諸彦の猛省を促したい爲に（林町長）

財政及經濟

◎ 山口縣稅賦課規則中改正

螺施推進機（モーターやを含む）を具備する小船に對しては各本稅の五割を増徵することとなれり

二輪自轉車（車輪直經二十二吋以下）に對しては本稅の半額を賦課することとなれり

去る十年前の大正八年七月に萩町役場が振出した副業のすゝめと云ふ一枚刷のポスターを示されました。

讀むで見ると、私が昨年末より唱道しておりますものと其の内容が殆んど同一であるのに一驚致しました。又其の一節に「そこで皆さん、是れまでの様な氣心では居られません」とうぞ副業をお始めなさい。内職をおやりなさることをおす、お始めなさい。内職をおやりなさることをおす、承知置きになりたいのは、抑も此の業は、既に一家の生計を立つる本業ありての上に、生計費の幾部を補ふたための仕事ですから、無論薄利でも甘んじて從事すべき業務であります。然るに他の業務と比較して收入渺きときは、斯る薄利の仕事を爲すよりも寝て居るが増しだと唱へ、無論薄利でも甘んじ事業も、暫時に放棄することが、我萩町の一大弊風と認めます。是は速かに改善せねば、今日の時世に生存して行けません」と云ふが如く、隨分露骨な言句も揚げてある様です。私は之を見し

今回山口縣稅賦課規則中改正せられ昭和三年度四月一日より施行せらる其の主なる改正事項左の如し

一、家屋稅

一、家屋稅は從來二期に分ち徵收し來りたるを

今回市は七月町村は六月の一期に年稅の全額を賦課徵收することとなれり

二、營業稅

本年度より國稅營業收益稅と同時の八月及十一月に徵收のこととなれり

三、小船稅

發動機を具備せざる二輪車を除く以外の自轉車に對しては三割乃至五割の增率を爲し小兒用乙

電信照會の件右は賦課徵收し得る義に有之

五、無税自轉車鑑札交付
國有の自轉車及郵便電信專用の自轉車を除く外
法令上縣稅の賦課を爲さざる自轉車に對しても
無税鑑札を交付することとなれり

六、漁業稅

螺旋推進機船を使用して爲す漁業に對しては各
本稅の五割を增課することとなれり

七、傭人及犬稅

傭人及畜犬に對しても各五割を増課すること
なれり

特別稅戶數割賦課徵收に就て

特別稅戶數割賦課徵收に關し山口縣よりの問合に
對し内務省地方局長より左の通回答ありたり

問合

年稅にして二期に徵收すべき市町村特別稅戶數
割を賦課するに方り其の前期には年額の折半額
を賦課徵收したる後納稅者他の市町村に轉出し
たる場合後期分に對しては未だ令書を發せざる
も後期分を賦課徵收し得るや

回答

軍事

◎幹部候補生に就て

舊徵兵令に依る一年志願兵制度は廢止せられ陸軍
補充令に依り新たに幹部候補生の制度を設けらる
幹部候補生は現役の士官候補生制度に對する在郷
武官の候補生制度にして之に關する規定の大要左
武官の候補生制度にして之に關する規定の大要左

學校	高等師範學校(專攻科を除く) 臨時教員養成所實業學校教員 養成所及實業補習學校教員養 成所	修業年限五年以上の専門學校	高等師範學校專攻科	大學令に依る大學學部
宮内大臣文部大臣以外の各省大臣朝鮮總督台灣總督關東長官又は樺太長官の所轄學校にて本表の學校に準するもの及本表並に上記以外の學校にして陸軍大臣及文部大臣に於て認定を爲したる學校に在學する者に付徵集を延期し得べき最高年齢は其の入學資格及修業年限に應じ前項の規定に準じ陸軍大臣之を定む	(ロ) 學歷の資格中に配屬將校の行ふ教練を修了し其の檢定に合格したる者たることを附加せらる (ハ) 破産の宣告を受け復權を得ざる者は採用せず	年齡二十七年	年齡二十二年	最高年齡

の如し

一、採用資格は從前の一年志願兵資格の外特に左
の如く制限を加へ又は其の範圍を擴張せらる
(イ) 採用年齡は在學徵集延期制度の制定に伴ひ其
の最高を二十八年と爲せり即ち徵集延期制度
は兵役法施行令に左の如く規定ありて最高徵
集延期の翌年迄幹部候補生として志願し得る
こととなれり

學 校 の 區 分	最 高 年 齡
中學校	
高等學校尋常科	年齡二十二年
尋常小學校卒業を入學程度とする修業年限五年又は之と同等以上の實業學校	
高等學校高等科及專攻科	
大學令による大學豫科	年齡二十五年
師範學校	
高等學校による大學學部	

二、幹部候補生の採否及其の屬する兵科部の決定
は聯隊區司令官に於て之を行ふ

三、幹部候補生の入營後の修業期間は其の學歴に
應じ十月及一年の二種とす其の區分左の如し
左に掲くる學校を卒業し且つ當該學校に於て配
屬將校の行ふ教練を修了し其の検定に合格した
者にありては十月とす

(イ)大學令に依る大學の學部若は豫科又は高等學
校高等科

(ロ)專門學校高等師範學校又は陸軍大臣に於て之
と同等以上と認むる學校

(ハ)中學校卒業を入學程度とする修業年限二年以
上の學校

前項に掲ぐる以外の學校を卒業し且つ當該學校
に於て配屬將校の行ふ教練を修了し其の検定に
合格したる者にありては一年とす

四、幹部候補生の階級は大學學部を卒業したる者
に限り特に在營中曹長同相當官の階級迄進むこ
とを得其の他の者は軍曹同相當官を以て最高と
なず尙軍曹同相當官以上の階級に進むるは成績

良好なる者に限る又各部幹部候補生は入營當初
より各部に屬するものとす

五、幹部候補生は修業期間の終りに於て終末試験
を行ひ合格者は更に詮衡會議を行ふことと爲し
事故に依り終末試験を受けざる者は二年以内に
於て之を受くることを得

六、幹部候補生にして詮衡會議に可決せられたる
者は少尉同相當官に任せらるる資格を與へ其の
任官迄は依然幹部候補生としての身分取扱を受
くるものとす

七、幹部候補生としての價値の有無を嚴選せらる
ゝことゝなり其の爲め幹部候補生を免除せられ
たる者は特に規定あるものの外更に徵兵検査を
受け徵兵處分をも行はる

八、幹部候補生の取扱手續に關しては概ね一年志
願兵に準するも其の要点左の如し

1、願書進達期日

幹部候補生たることを志願するものは左の書
類を八月五日迄に到着する如く本籍地の市町
村長に提出するを要す

在營十ヶ月の者　　志願年の翌年二月一日

◎短期現役兵に就て

(兵役法抜萃)

兵役法第十條 年齢二十五年迄に師範學校を卒業
したる者（小學校の教職に就くの資格を失ひたる
者を除く）の現役は五月とす但し師範學校の教練
を修了せざる者に在りては七月とす

前項の規定に依り現役に服する者は現役中之を短
期現役兵と稱す

短期現役兵其の現役を終りたるときは直ちに第一
國民兵役に服す

備考

從來徵兵令に依る一年現役兵制度は廢止せられ右
の兵役法に依り短期現役兵として本年四月一日萩
町壯丁中左記の者夫々頭書の部隊へ入營せり

記

山口歩兵第四十二聯隊 萩町大字平安吉 永富成二

全

萩町大字椿 末光義雄

3、幹部候補生の入營期日左の如し
在營一年の者　　志願年の十二月一日

朝鮮羅南歩兵第七十四聯隊 萩町大字堀内

津森 剛

叙正六位 昭和三年三月二十三日特旨を以て位一級被進

◎徵集延期に就て (兵役法抜萃)

兵役法第四十一條 中學校又は中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に在學する者に對しては本人の願に依り學校の修業年限に應し年齢二十七年に至る迄徵集を延期す

徵集を延期せられたる者は在學の事由止む年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ

備考

右該當者は願書に學校長の在學證明書を添付し四月十五日迄に本籍市町村長へ提出すべきものなり萩町壯丁中本年四月十五日迄に出願したる人員左の如し

萩四八、椿東一三、椿七、山田二、合計七〇名

◎特旨叙位

故陸軍歩兵少佐從六位勳四等功五級 玉置 彰

◎海軍豫備員進級

萩町大字江向三百七十二番地

海軍豫備兵曹長 久保田 登

昭和三年三月一日海軍豫備特務少尉に任せらる

◎轉役

本年四月一日後備役滿期の爲退役となりたる萩町在鄉將校同相當官左の如し

全	後備役陸軍步兵中佐	横 挺 三
全	陸軍步兵少佐	瀧 野 樹 三
全	陸軍步兵中尉	後 藤 長 次
全	陸軍步兵少尉	赤 川 十二 郎
全	陸軍步兵中佐	秋 山 貞 一
全	陸軍三等主計	山 本 爲 善
全	陸軍砲兵上等工長	岩 竹 吉 熊

◎勤務演習召集

昭和三年五月二十六日より二十一日間工兵第五大隊へ召集

土原 大正七年徵集後備役陸軍工兵伍長 小倉謙三

越ヶ濱 全 工兵一等卒 藤田義松

◎海面側量の爲軍艦來航

特務艦大和は四月下旬より六月下旬迄長門沖合より朝鮮蔚山沖に至る海面測量を爲すに付其の間仙崎及萩に時々入港すべく又場合に依りては油谷灣等にも寄港する豫定なる旨其の筋より通牒ありたり因に萩港へは五月廿三日より同廿七日迄の間に寄港する如く情報ありたり

◎萩町招魂祭

四月三十日前十時より堀内忠魂碑前に於て佛式を以て舉行す導師は明圓寺住職渡邊曜朗氏以下二

◎在郷軍人會萩町聯合

分會役員總會

四月十六日在郷軍人會萩町聯合分會役員總會を開催し左記收支豫算其の他を議決したり

昭和三年度萩町聯合分會經營費收支豫算

收入

基本財產收入 八十一圓三十錢

補助金 八百三十三圓

繰越金 八十七圓九十八錢六厘
一千二圓二十八錢六厘

計

支出

事業費 二百二十圓

分會事業獎勵交付金百六十圓

招魂祭費 五圓五十錢

納入金 三十九圓七十一錢

需品費 十圓二十九錢

圖書費 九圓

基本金組入 三百四十五圓

諸費 四百三十四圓

雜費 五十八圓七十八錢六厘

豫備費 一千二圓二十八錢六厘

計

圖書費 三十圓

基本金組入 五十五圓

雜費 五十八圓七十八錢六厘

豫備費 一千二圓二十八錢六厘

分盛會裡に解散せり
新役員の氏名左の如し

記

團長 土井ヒデ
副團長 藤村タカ

評議員

北條ツキ、金子豊子、田阪ノブ、常川
ノブ、室田ウメ、百齊ヨシ、山縣ハル
山本タツ、山根キタ、馬來京子、秋本
チカ、齋藤ノブ、齋藤ツタ、北川セツ
平野チヨ

幹事

川島一區井上ウメ、川島二區松井ツチ
川島三區室田ウメ、土原一區谷井キク
土原二區落合マサ子、土原三區北川セ
ツ、唐橋町推選中、橋本町山中タケ、
御許町井關トミ子、江向一區小谷トメ
江向二區船木ヨリ、江向三區田阪ノブ
江向四區林キヨ、河添一區北條ツキ、
河添二區山根喜代、平安古一區山縣ハ
ル子、平安古二區竹内祥子、平安古三
區坪倉千代、堀内一區馬來京子、堀内

本團は過る四月二十六日萩町公會堂に於て第二回
總會を開く團員約百名集合し萩町長其の他來賓參
列の許に午後一時三十分開會先つ以て團員の袋張
作業を行ひしが其の成績良好にして約一時間に四
千枚を完成せり次に土井團長の挨拶谷井常務理事
の處務報告藤村顧問の會計報告等あり引續き協議
に移り藤村顧問を座長として規約の改正預金銀行
の協定を了り萩町長の祝辭に次で當日の講師玉木
亟輔氏の結核豫防に關する有益なる講演あり最後
に役員改選の結果を發表し懇談の後午後五時二十
分に終り

◎帝國軍人後援會萩町
婦人團第二回總會

二區末武チヨ、南片河南古萩常川ノブ
吳服町油屋町田中ユカ、樽屋町今魚店
町齋藤ノブ、塙屋町細工町宮原政、瓦
町玉木モト、戎町木村キク、米屋町津
守町櫻井壽子、東田町一區中村トヨ、
東田町二區出羽ユリ、西田町推選中、
上五間町三上タカ、下五間町桂ヒサ、
吉田町齋藤ツタ、古萩町山田ユウ、今
古萩町門田タツ、渡口水津コト、熊谷
町池田クリ、濱崎町秋本チカ、中津江
百濟ヨシ、上野田村ミネ、椎原杉タキ
中倉坂ミキ、松本市吉村ツネ、舟津金
子豊子、無田原土井トモ、香川津山本
タツ、後小畠岡マサ、越濱大谷マセ、
冲原霧口平野チヨ、金谷濁淵信好タツ
椿町雜式町山根キタ、青海大谷春子、
北古萩推選中

土木

◎萩町道路工夫の配置區域

擔當區域	擔當區域內一等道路延長	計	工夫氏名
椿 萩ノ内江向及河添ノ一部	七、三九二間	一四、八九〇	柴田重吉
椿 萩ノ内平安古町及河添ノ一部	五、七四〇	四、六八〇	河野春一
椿 萩ノ内新堀川以北	八、七一八	五、五一〇	田孫助
	九、四三五	九、四三五	梅槌
	五一、六八五	五一、六八五	

計

計

◎越ヶ濱水道工事現況
越ヶ濱上水工事は起工以來順調に進捗し水源地のコンクリート工事は殆んど完成の域に進み淨水場施設の内接合井及配水池を除く外源水井及濾過池の鐵筋コンクリート工事は七歩方迄進捗し又鐵管材料等は四月七日現場に到着目下一部の布設工事

に着手なり今後非常なる天災に遭遇せざる限りは豫定の竣工期日よりも早く完成する見込なり

通信

年金額	全掛金額	年金額	全掛金額	年金額	全掛金額
八〇四、九〇〇	八〇、四〇〇	八〇、四〇〇	八〇、三〇〇	八〇、三〇〇	八〇、三〇〇
二、五〇七、二〇〇	二、五〇七、二〇〇	二、五〇七、二〇〇	二、五〇七、二〇〇	二、五〇七、二〇〇	二、五〇七、二〇〇
▲六、五〇七、二〇〇	▲六、五〇七、二〇〇	▲六、五〇七、二〇〇	▲六、五〇七、二〇〇	▲六、五〇七、二〇〇	▲六、五〇七、二〇〇
三、一〇〇	一	一	一	一	一

衛生

◎萩町設真空装置消毒機

萩町に於ては大正十五年三月堀内病院の一部に専賣特許SK式真空装置消毒機を備付け一定の使用料を徴収して法定傳染病其の他の患者の使用せる物品を消毒することせり其の使用料條例左の如し

種別	前年取扱數	本年取扱數	增減數
通常引受	二六、二五九	二七、二七〇	一
郵便物配達	三元、二七〇	二、六八	-
小包引受	三、五四	二、七九	-
電報受付	五、五七	二、六九	-
電報配達	五、五七	二、一五	-
全中繼	二、六九	一、五七	-
爲替振出口數	一、九一	二、三九	▲一
全拂渡口數	四五、五六、八〇	二、一〇五	▲一
全振出金額	四五、五六、八〇	二、一〇五	▲一
全拂渡金額	四六、八〇、九〇	二、一〇五	▲一
貯金預入口數	一、九一	二、三九	▲一
全拂戻口數	六四〇	七九	▲一
全預入金額	五五、〇九七、五〇	七九	▲一
全拂戻金額	四五、五七三、七〇	九、七七、六六	▲一
保險募集口數	二四	一二三	▲一

萩町真空消毒機使用料條例

第一條 本町は萩町真空装置消毒機を使用する者より左の使用料を徴収す
一、時計、軸物、蚊帳其の他糊張の什器類一切各一個又は一揃に付金五拾錢

- 二、大蒲團、大夜着類
各一枚に付金四拾錢
- 三、敷蒲團、毛布(二枚續)
各一枚に付金參拾錢
- 四、洋服類、外套、コート類、毛布類
各一枚又は一揃に付金貳拾五錢
- 五、衣類(絹布)丹前綿入類、女帶類
各一枚又は一筋に付金貳拾錢
- 六、衣類(綿布)
各一枚又は一筋に付金貳拾錢
- 七、座蒲團類、子供用衣類
各一枚又は一着に付金拾錢
- 八、消毒服、看護服、敷布類
各一枚又は一枚に付金五錢
- 九、書類及諸帳簿類
各一冊に付金五錢
- 十、前項以外の雜具
各一個に付金參錢

第二條 真空消毒機を使用せむとする者は町長に
出願し許可を受くへし

第三條 使用料は前條に依り許可を爲したるとき
之を徵收す

前項の使用料は其の納付後使用を取消す事あ
るもの之を還付せず

第四條 本町住民に非ざる者の使用に付ては第一
條各號の使用料の五割を徵收す

第五條 左の各號の一に該當する者は使用料を徵
收せず

一、法律命令の定むる所に依り消毒を要するも
の

二、本町立傳染病院入院患者の使用したる物品
にして消毒を要するもの

三、町長に於て特別の理由ありと認むるもの若
は使用料を納付する資力なしと認めたるもの
の

第六條 古物營業者の商品を消毒する場合に於て
は第一條各號の使用料の半額とす

第七條 第一條の許可を受けずして真空消毒機を
使用したる者は五圓以下の過料に處し且つ其
の使用に對しては第一條の使用料を徵收す

本條例は發布の日より之を施行す

●隣郡に痘瘡患者發生

四月二十八日美禰郡共和村に痘瘡患者三名發生に
由り本町に於ては五月六日より同二十八日迄二十
三日間に涉り町内便宜の箇所に於て臨時種痘を行
することせり

實行事項

一、當日各戸に於ては家屋内外を清潔に掃除し室
内に風を通し光を探り入れ常用の衣類寢具類をば
日光に曝し消毒を行ふこと

標語

	四月中 發生數	三月迄の 發生數	計
腸 痘	一	一	二
室 扶 斯	一	一	二
赤 痘 疑 似 痘	一	一	二
實 扶 的 利 亞 热	一	一	二
猩 紅 計	一	一	二

④昭和三年一月以降傳染病患者數

- 一、衛生は食前の手洗食後の含嗽より始まる
- 二、献杯は結核の渡舟蠅は病毒の配達夫
- 一、肺病の痰は大きな爆裂彈なり
- 一、結核と虚榮は亡國の基
- 都々逸
- 肺患にかゝればかくしちやだめよ

かくす苦勞でなほつのる
野暮な慣ひは改良しやんせ
盃やつたりもらつたり

古本古着は消毒さして

そして讀んだり着て見たり

地震大風家倉倒す

怖い結核國倒す

人 事

● 戸籍ご身分關係 (其の二)

私生子認知に就て

認知は父又は母に於て自分の子なる者を承認すること即ち認知する者と其の私生子との親子關係を確認するの行為である父が認知したる私生子は庶子となり婚姻中父母が認知したる私生子は其の認知のときより嫡出子となる私生子認知届出は父又は母に於て自分より爲すべきものであつて未成年者と雖法定代理人が代つて爲すべきものではない

一、未成年の私生子は其の承諾なくして之を認知することが出來得るも成年の私生子に在りては其の承諾がなければ之を認知することは出來ないのである
二、父は胎内にある子と雖認知することが出來る其の場合は母の承諾を要するのである
三、死亡したる子と雖其の直系卑屬するときに限り認知することが出来る此の場合直系卑屬が成年者なるときは其の承諾を得るを要するのである
右認知を取消すには子其の他の利害關係人ではなくてはならぬ認知を爲した父又は母は其の認知を取消すことは出來ないのである

● 萩町人口動態

	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
三月中	五四	三	一一四	六一	六
累計	二二三	一九	五四〇	三五四	一五
一月以降					

の神苑にて萩町全景を午後川島の甘棠園に於て大鼓灣の遊覽船・阿武川下り、網打ち及櫻下にての新堀券紅裙の手踊等をフヰルムに收め翌十一日は指月公園に於て平安古町名物の大名列を撮影し一行は同日別府市に向け出發せり尙ほ右の活動寫真は本月末頃萩町に於て公開の筈となれり

● 三月中の火災

●三月十二日午後一時頃東田町國重市熊氏宅より出火半焼の程度にて鎮火せり 損害額約三千圓の見込なり

●三月二十九日午前八時半頃大字山田の内青長谷の農家岩崎千吉氏方炊事場より出火し昨年二月新築せる住宅並農業納屋を全焼せり 損害額約三千五百圓の見込なり

● 投書函設置

萩町を遊覧する多方面の者よりして本町の施設改

門司鐵道局は管内各地に於ける櫻花の名所をフヰルムに撮影し廣く宣傳するの計畫を樹て門鐵經理課長工藤義男運輸課旅客掛長吉川美男兩氏の外撮影技師等六名來萩過る四月十日前富田旅館三階客室より阿武川堤の櫻花を撮影それより椿八幡宮

善に付ての氣附を徵する爲左の箇所に萩町社會課の投書函各一箇を設置せり

萩驛、東萩驛、玉江驛、松陰神社、志都岐山神社、越ヶ濱明神池、防長自動車會社

四月四日逝去された貴族院議員男爵陸軍中將山根武亮氏の葬儀は八日午後二時より青山斎場で神式により執行陸海軍將校朝野の名士多數參列盛儀であつた畏き邊りよりは前日本多侍従を勅使として御差祭粢料ならびに幣帛を賜はつた

◎ 山根男の葬儀

講演

○萩町に於ける高橋郁郎先生の夏橙に關する講演筆記

(其の一)

園であるので產額は稍々劣りてゐまするが將來はカリフオルニヤ州以上に騰るものと思はれます而して現今の趨勢を見まするにカリフオルニヤ州に於ける品種は約七割がオレンジであつて残り三割方がレモンであるけれども漸次オレンジがバーレシャに代りつゝあります即ち冬の柑橘が夏の柑橘に代りつゝあるバーレシャは丁度萩の夏橙に相當するもので段々オレンジが減少する傾向であります斯くの如くカリフオルニヤ州に於けるオレンジがバーレシャに代り行くのは相當に理由がある是は土地に適しないからでは無いカリフオルニヤ州に於て夏の柑橘が増加し冬の柑橘の減少しつゝあるのはフロリダ州は氣候が暖たかく冬の柑橘を栽培するに適し殊に春から夏にかけて貯藏するにも有利の氣温であり且つは五年乃至七年も立てば一人前の果樹となり成長が速かであつて收穫が見られる從つて資本の償却が早く生産費を低減し得るのみならず市場にも早く安價で以て出荷し得るからカリフオルニヤ洲としてはフロリダ洲と同一の柑橘では到底競争が出來得ぬ即ち太刀打が出

來ないのであるそこでカリフオルニヤ洲ではフロリダ洲の眞似の出來ない特別のものを栽培し以てカリフオルニヤ洲の特產物としてこれに對抗する必要があるから夏のものに代りフロリダ洲で出來ないものを栽培し始めたのであります而してこれが販路は主として國內西部諸洲であるが更にカナダメキシコ南米諸國東洋諸國等へも輸出してゐる現に其の一部は我が國にも這入つて來てゐるのである尤も若楓内閣の當時は果物を奢侈贅澤品と認めて原價に對し拾割の輸入税を賦課することゝしたから原價と同額の關稅を負擔して市場に現はるゝ斯くして今日の状況は日本柑橘の輸出市場たるべき支那フヒリビン、シンガボール迄も米國産が獨占しかけてゐる將來日本の強敵となるべきものはこの米國であるが更に隣國支那も亦侮り難い今日支那では果樹栽培は甚だ幼稚であるが將來必ずや發展する機會を持つてゐる而して支那柑橘は大畧輸出額の約三割を日本へ七割を南洋方面に出荷し

てゐる轉して歐洲方面の状態を窺ふて見るに伊太利スペイン兩國の作付反別は約八萬町歩あつて是等は英獨佛の諸國に輸出してゐる品種は主としてオレンジであるが伊太利はレモンが六割を占めて居て世界のレモン界を獨占してゐるのである然るに近時に至り米國ものが之に變り伊太利の獨占市場たるべき英佛の市場迄も侵入してゐる殊に將來に於ける有望なる發展地は南アメリカ及オーストラリアであつて南アフリカの如きは一人にて五千英明即ち吾國の貳拾町歩を經營してゐると云ふことである是等の新栽培地は將來其の販路を如何なる方面に展開するゝか茲に於て必らず舊栽培地との間に激甚なる販路開拓の競争が起り其の結果は適勝否敗に終るべきであるこの販路問題たるや栽培家諸君の最も注意を要すべきものと思ふのである

日本の柑橘輸出の状態は各國輸出總額の約七八歩に相當し年額一百萬圓に達してゐる而してこの輸出額は總產額の約一割に當り約半額をカナダに残り半額を滿州や南洋方面に輸出してゐる今や是等

いのである米國のそれを見るに大規模の經營をして居ても毎年オレンジがカリフォルニヤ洲で四拾錢位でありフロリダ洲では其の地方が溫度高く防寒費が要らないし樹も早く育ち結果も早いから生産費も余程少くて済み參拾錢以下である支那の生産費は如何にと云ふにこれ亦確かな統計がないから良くは判らないが必ずや日本の生産費以下と思ふこの推定は大いした誤りのないことはこれを日常用品に就いて見てもよく判る例へばビールの如き日本の商人は一本五拾錢でなければ賣らないと云ふに支那の人は一本參拾八錢で賣つても十分引き合ふと云ふてゐる支那人はビールを賣つてビールの生産費は日本それより遙かに低廉なものとなることは疑ふ餘地はない

斯の如く其の栽培法は米國に及ぼすその生産費は支那の上位にあり其の商品的價値及び販賣方法も亦米國は世界中に向ふて販路擴張を計り以て我國

の市場は漸次米支兩國の爲に狹められつゝある翻つて今日世界に於ける柑橘栽培の状況を見るに其の見方は種々あれども進歩の程度は其の使用さる噴霧器を見ると良く判る而して此の噴霧器は恐らく支那が第一の時代遅れである支那では今日猶ほ日本の子供の玩具にあたる様な水鐵砲を使用して藥液の撒布を行つてゐるがそれも水鐵砲でも使つてゐる分は上の部類で多くはそれすら使用してゐないそれに引き代わて米國では最も良く進歩したものを使用してゐる米國の噴霧器は極めて大きいもので馬二頭曳き又は自動車式のもので藥剤撒布を一日拾町歩以上も立派に爲し得るのである日本の噴霧器は米國と支那との中間であつて果樹栽培進歩の程度も此の噴霧器の使用状態で窺はれるのである而して是等の生産費を比較して見ると日本の溫州は一貫外大略貳拾錢で夏橙に關しては確かな統計を持たないが大体拾貳參錢見當と思ふて居る故に栽培方法并に位置に依り相違致しますが溫州は貳拾錢では引き合はないし皆様方の生産される夏橙も拾貳參錢でなければ生産費が足らぬ

と霸を東洋市場で競ふことになる斯如歸結を招來するとなれば日本の柑橘界に於ては品種の改善に商品的價値の増大に乃至は販賣方法の改善に大いに努力を拂はねばならんこととなる例へば昨年末靜岡縣に於ける溫州が只二三割方增收の爲生産過剩となり生産費以下の拾貳參錢となつて利益どころか肥料代が漸く償へた様な販賣組織の下にあつては到底今後に於て米支兩國を相手として東洋市場は固より世界に於て競争するが如きは覺束ないことは勿論である更に今後の品種改良なり栽培方法の改善施肥の合理的配合と其の多用様病蟲害の面積が近年著しく増加し九州方面は益有望であるから漸次生産の増加は疑ふ余地はない故に現今僅か二三割の增收の爲に價格に於て驚くべき下落を來たし生産費すら償ひ得ない状態の下に置かれてゐる日本柑橘が將來生産増加に對し如何なる方面に販路を求むべきかを考へると只海外輸出の一途あるのみである從つて米支二大生産國を相手に今

日本 七、五〇〇 一一七

日以上激甚なる競争を爲さねばならぬ而して更に新らたなる輸出方面をも開拓せなければならぬ差し向きロシヤは果實の輸入禁止を行つて居りますが尤もロシヤは果實の輸入禁止を行つて居りますから目下静岡・岡山・縣より本省に交渉して居り近く解禁となること、思ひます但しロシヤの海外貿易は全部政府の經營であり商行為の相手は政府であるから如何に國民が望んでゐても政府の役人に依つて其の必要を認められない以上は商談は成立しない從つて日本よりも輸出は出來得ないが幸に柑橘は輸出し得る見込があり現に昨年から出荷を始め支那シベリヤに入り或は上海經由で各方面にも輸出してゐる夏橙も現在は輸出僅少な様子であるが將來適當なる施設を講すれば充分出來得る見込がある今最近世界全般に於ける柑橘の状態を表示せば

國名	產額	輸出額	レモン輸出額
アメリカ	四二、〇〇〇	八九六	二五〇
スペイン	一九、〇〇〇	二、二三六	二〇〇
イタリイ	一八、六〇〇	七四一	三、六〇〇

私が只今御紹介に預りました、花田であります。今日第四回山口縣報德會聯合大會を開催せられまして、其の席に列することが出来ましたのは、私の最も光榮とする所であります。且つ縣知事閣下も御臨席の上御訓示もありましたので、私は發起人の一人として感謝に堪へぬ次第であります。傍て此の報德會を盛大ならしむるには、如何にせば良いかと云ふことは、只今宇部市の椋梨先生なり、又當町の世良先生の御實驗談もありまして略ほ御諒解のこと、存じます。宇部市の如きは數年來報德會の御催しがありますので、其の基礎も固くあります。此の萩町には未だ基礎が出來て居ない様に思はれます。

先刻の御決議にありました、納稅のことも、自治體を鞏固にすれば、自然實行決議も不要の様に

國と名付けられたものと思ひます。

我國は和合を以て宗と爲す國、即ち和合の出來るには、其の地盤を鞏固にしてでなければなりませぬ、其の地盤を鞏固にするには、自治精神を涵養することが大切でありまして、自治精神即ち道徳精神を固くすれば、納稅思想も自然不要な様に思ひます。然らば其の道徳精神を固くするには如何にしたならば、宜しいかと申しますと、報德會を盛大にするより外ないと思はれます。其の報德會が段々發達すれば、道徳精神は益々發達し、自治體の基礎は鞏固となつて、他の方面にも進展するものであります。

私は今から報德會の趣旨を述べまして、報德と政治とに付き皆様と共に研究したいと思ひます。抑も政治の根本は人心を正しくし、人心を和合せしめなければ、何事も出來ません。聖德太子は、憲法十七條の第一に「以レ和爲レ尊無レ忤爲レ宗」と定められております。我日本の國を大和の國と云ひますが、其の大和の文字の如く大に和するのであります、國民の一一致和合するの故を以て大和の

國と名付けられたものと思ひます。
我國は和合を以て宗と爲す國、即ち和合の出來得る國民であると思ひます。此の事は勅語なり御詔書なりに度々宣はせられております。
明治天皇は、教育勅語の御中にも詳しく述べられております。畏れ多くも神武天皇も前述の大御心を以て、御即位遊ばされたこと、思ひます。然らば其の和合は如何にせば良いかと申しますと御互に幸福の裡に生活の出來得る様にするのが、和合の基であります。自己の幸福のみを望む許りでは、決して和合は出來ませぬ。他を妨げて幸福な生活は得らるゝものではありませぬ。他と和合するには神に仕へる心を以てしなければ、決して出來るものではありません。

神武天皇は神に仕へられる爲に御即位になり、御心を神に御供へになつたこと、思ひます。其の神に仕へると云ふ心其のものが、共同生活の要素であります。

西郷先生は、天を敬して人を愛す、天の心を以て、我が心として人を愛すると云はれております

佛教の中には斯様な言葉は數々あります。人を愛し、人を助け、人を導くには自分自身を修養しなければ、何事も出來得ないのです。

昭和の新政は、人心を正しくして徳を研き、徳を明かにして人心を和合せしむるのが、第一であります。二年前に年号を昭和と御定めになりましたのも、蓋し人心の和合てうことを、御示し下さる、大御心より出でたものだと、拜察し奉ります。昭和の御新政に當り朝見の御儀のとき、御下しになつた御詔書の中に「輓近世態漸く以て推移し思想は動もすれ趣舍相異なるあり經濟は時に利害同じからざるあり此れ宜しく眼を國家の大局に著け舉國一體共存共榮を之れ圖り國本に不拔に培ひ」と宣はせられております。今日の思想が段々悪しくなり、自己の安逸のみを計りて、國家社會の大局に眼を著けず、只自分一人の利害のみに眼を著くるにより、陛下は斯る御言葉を宣はせられたのであると思ひます。陛下は大御心を常に國家全體に御用ひになつておりますので、我々臣民は家に在りては一家、町村にありては町村の大局

は斯る御言葉を宣はせられております。人を愛し、人を助け、人を導くには自分自身を修養しなければ、内閣の變動がありますとも、知事の更迭がありますとも、町村に少しも變動は來さぬのであります。夫れ故に我々は、陛下の御心を以て、我が

心として實行せねばなりません。

報德會の趣旨は、徳器を成就せしむるのみならず、進んで公益を廣め、世務を開き、國憲を重んじ、國法に遵ふのが趣旨でありますので、教育勅語の御趣旨を常に奉體しておれば、充分であります。夫れ故に我々は、陛下の御心を以て、我が

府縣又は國家の大局に眼を著くるのが肝要であります。國家の要素は自治體であるので、町村にあら者は、常に町村の大局に眼を著けておりますれば、内閣の變動がありますとも、知事の更迭がありますとも、町村に少しも變動は來さぬのであります。夫れ故に我々は、陛下の御心を以て、我が

心として實行せねばなりません。

然るに今日の政治は、其の方法に間違ひがありはせぬかと思ふ。今日の政黨政派の主張を見ますに、陛下の大御心を心としたる政綱を擧げたものは、一家が整はざれば一町村の自治は出來ませぬ、納稅等を怠る人が、町會議員となりました處で、一町の和合は決して出來ませぬ。

皆國民の意を迎ふる様な、迎合主義の事柄を政

綱としております。國家の政治は、陛下が大臣に御委せになつておるのでありますから、陛下の大御心を心として、政治を執らねばならぬのであります。其の政綱等に夫等の事柄が、掲げてありますか、斯る事で安定の政治が出來ませうか。各政黨が國民の同情を得ざる所以も茲にあると思はれます。上に立つ主領等は、陛下の大御心を以て心とし、自身を正しくし、國民の儀表となるなければなりませぬ。夫れを利を以て尊しこし、争ひを以て當然とする様なことは、政治の根本に反するものと思はれます。

聖上陛下は昨年は、陛下御自身に泥田の中に御田植を遊ばされました。此の御田植の御模様を、私は牧野内大臣及珍田侍從長より詳しく述べ承致しました。

陛下が御自身に御田植を遊ばされたのは、陛下が一部農民を御指導遊ばされたことは勿論であります。陛下は大なる御心を以て、陛下御自身の御心を御研ぎになつて、其の御徳を下萬民に、御示しになつたのださうであります。君子

は家を出でずして、指導を爲すと云ふ言葉がありますが、陛下は夫れを立派に御研究遊ばされたのであります。各大臣も、陛下の大御心を心として、自分の心を研き、自己を修養せなければなりません。夫れが出來なければ、假令一時政權を握りたりとも決して續くものではありません。政治の根本は報徳と必ず一致するものと思ひます。

今日政治家は、口を開けば國家の基礎は町村にありと言ひ、筆を執れば國家の基礎は町村にありませぬ。夫れが出來なければ、假令一時政權を握りたりとも決して續くものではありません。政治の根本は報徳と必ず一致するものと思ひます。

うと教へてこの子供も孝行するのと同様であります。私は政治に付て彼は言ふのではありません。報徳精神は決して、國家を離るものではありません。國家なればこそ報徳精神も必要であります。も、我が國民は立ち行くものではありません。

陛下の大御心を心としなければ、如何に報徳を説くとも其の力は足りませぬ。上に立つ人が、

陛下の大御心を心として政治をすれば、報徳會の仕事も自然發達するものであります。政治の力は口の力にあらずして、實行の力であります。

私は今日松陰神社に參拜しました。松陰先生は實に立派な御方であります。先生は報徳精神を説かれて居ります。山縣有朋公を始め十餘人の立派な人が出されましたのも、是皆松陰先生の報徳の精神の教より出たのであります。松陰先生は吾々がかりて居ります。松陰先生は御示しになつております。此の明倫校は申すに及ばず、萩町の人は皆、松陰先生の報徳精神の繼承者であります。其の報徳の精神を受け継いで居る、萩の人達は之を實行して子孫

に傳へねばなりませぬと思ひます。此の松陰先生の教へは宇宙の眞理、天地の公道であります。報徳の精神は、二宮先生の專賣物ではありません。中江先生も説かれており、四十七士は之を實行してたります。教育勅語に、君に忠に、父母に孝に宣はせられております。親に孝行も、嫌々ながらする様では、孝行ではあります。

納稅も同じことでありまして、督促を受けて納稅する様では、納稅にはなりません。自ら進んで納稅するのが眞の納稅であります。其の根本精神を捉ふれば、親に孝にもなり、君に忠にもなります。夫れを松陰先生は御考へになりまして云はれたのです。先生が茲に御着眼なさつたのが、先生の偉大な所であります。教育に從事して居らるゝ學校の先生方も、父兄の方も此の松陰先生の心を心として、教育せなければ、教育の御勅語にも反すること私は思ひます。

報徳の精神は、獨り人間のみに強うるものではあります。天地の差別、晝夜の變化、水の流れも是皆報徳であります。犬が門を守り、櫻の花が

咲き、梅の花が咲いて實を結ぶのも皆報徳であります。決して理論のみに走つたのではありません。自然の法則が、報徳の精神であります。此の報徳の精神が、呑込めぬ様では何事も出来ませぬ。皆様は体験が出來ておれば我儘勝手な事は致されませぬ。

此の精神が、腹に据つて居らねば世を呪ひ怠業して、生活の安定は出來ませぬ。此の精神さへあれば、生活の安定は出來ます。月百圓でも、五十圓でも安定は得られます。

私は鹿児島市で、陸軍の方と話したことがあります。人の人格は金を出すと云ふときに判明するのであります。金を出すとき綺麗に出す人は、實に人格の崇高な人である。寄附事にても衆目の視る處で、其の金高は定めてあるのに拘はらず、之を値切る人があつたり、人澁々ながら出す人がある。是等は皆報徳の精神が足らざるものであります。人の定めた額に無理はありません。假に少々無理がありましたとて、喜んで出金して、其の無理と思ふ金額は自分が、節約すれば寄附金位は何

んでもないことあります。就中公共の爲に出金を濫る様では、人の中に立つて同情は決して、得られませぬ。役場の税金を出すときにも、此の位の税金にて宜しいかと喜んで出すのが、眞の納稅であります。一夜宿屋に泊りましても、何圓と云ふ宿錢を取らるゝ世の中です。夫れに宿錢以外に茶代を遣らねばなりませぬ、税金も其の通りであります。之を彼は云ふたり、滞納する様なことは、自分の人格を失ひます、其の人が他の出費を節約しさへすれば、納稅は充分出来ます。之れが即ち報徳心であります。軍人は生命迄も捧げて居るのであります。文人錢を惜まず、武人生命を惜まざれば天下太平なり、と云ふ言葉があります。

武人が生命を惜しむ様では國家は立ち行ませぬ。吾々は先輩諸賢より武士道即ち大和魂を受けておりますが、此の魂を磨いて子孫に残さねばなりません。

是れから實行事項に付て御話致します。實行事

項は御互に「有り難う御苦勞様」と云ふ事を云ふて
貰ひたいのです。此の事を實行して貰へば、一家
中和合致します。婦人の方は主人が歸られたら、
有り難う御苦勞様と云ひ、主人の方は家内が臺所
で、炊事をしておらるるときも、有り難う御苦勞
様と云ひさへすれば、足ります。直接
自分の爲にならぬ仕事でも、有り難う御苦勞様と

申せば、人と和合が出來ます。私は郵便配達にも
新聞配達にも有り難う御苦勞様と言ひ、魚屋が來
ましたときにも言ひますれば、魚屋も決して高値
は言ひ得ませぬ、人力車夫や自動車の運轉手等に
も、有り難う御苦勞様と言つて御覽なさい、車夫
や運轉手も氣を附けて呉れ、今日の出來事である
徳山町長以下の如き悲惨な事もありますまいと思
ひます。

汽車中でも、列車ボーキが蜜柑の皮等を、掃除
しておるとき、有り難う御苦勞様と言ふて御覽な
さい、他の乗客も勝手に蜜柑の皮などは捨てます
まい。是れ即ち吾々の生活が、皆道徳より出で、

おるのであります。

町會議員や、國會議員を選舉するのに立派な議
員を出すのも道徳の一つであり、一つの品物を作
るのも道徳の一つであります。萬物皆道徳に合は
ざるものはありません、それで實行事項として、
御互に「有難う御苦勞様」と云ふことにすれば、一
家は安全であります。和合も出來得るのであります。

「地に落ちし道の寶は山なれば捨はぬときは今は今
にするゝ」と云ふ石川先生の歌は報德會の趣旨
に合致して居ります。道徳の寶は山をなして落ち
て居ります、捨ひさへすれば、何程でも捨はれま
す。皆さん、此の道徳の寶を澤山捨ふことに致し
ませう。

又本年の御大禮紀念として、益々報德會を起し
扇面に教育勅語の御趣旨を寫したものを會員に、
頒布して貰ひたいのであります。そして其の扇子
は、會員が朝夕神佛の前に於て、奉唱する様にし
たならば、勅語の趣旨が徹底するのでありますか
ら、何千本でも何萬本でも頒布して下さる様實行
をせよ」と付けて囁して頂きたいのであります。

ヤートコセイは「永久に彌々榮に行く」のであり
ヨイヤナードは「善い國哉」アレハセー、コレハセー
は「彼は伊勢、是は伊勢」で善い處であるの意味で
ありますから、それにヨイトコセー即ち「善い事
をせよ」と付けて囁して頂きたいのであります。

ヤートコセーの應用調子（續り返せば宜しい）
音頭取は徐ろに聲高かに調子長く

歌二三種を（歌は何でも幾つでも宜しい面白い
調べとなるものを）

一、伊勢にや七度 熊野にや三度 愛宕様には
月参り

一同はソレヨイ／＼と囁し立てる

一、レール二條ありや汽車の道 忠と孝とは人
の道

一同はソレヨイ／＼と囁し立てる
一、琉球におぢやるなら草鞋はいておぢやれ
するのであります。

を願ひます。

又一つは、彼者アレハ伊勢セイ此者コレハ伊勢セイ
勢の伊勢音頭の次に、善事伊勢ヨイコトセイを付けて唄ふて
貰ひたいのです。其の方法は、印刷物でも、ポス
ター様のものでも宜しいのですから、一般に頒布
して頂きたい。

是は、あな嬉し、あな面白し、あな瓏けきと云
ふ彌榮と云ふ言葉が、日本の國民性となつたもの
であります。夫れは垂仁天皇の時代に、大和媛が
伊勢の五十鈴川の傍にて御詠みになつた歌「あな
嬉し、あな面白し、あな瓏けき、あれは伊勢 是
は伊勢」より出たのであります。唄ひ方は最初
に音頭取りが、ヤートコセー善イヤナーと音頭を
取り、音頭に續いて、例へば「色は黒うても淺草
海苔は白いお米を抱いて寝る」と唄ひ、唄ひ終る
と一同が「アレハ、セー、コレハ、セー、ヨイト
コ、セー、ソレ、ヨイトコ、セー」と唄ひ囁すの
でありますから、兎に角理屈を言ふ心は、大洋
の眞中に押し流して是非實行せられんことを希望
するのであります。

琉球は石わら 磯わら

一同はソレヨイ／＼と囁し立てる

一、親蟹が横に這ふのは見苦しい眞直に行けよと
子に言へは わたしやあなたの眞似をする見
せておくれよよい手本

（最早之れで歌を打切らうと思へば音頭取り
若くは會衆は聲強く短く）

一同はヨイヤナ ヨイヤナ ヨサヨサと

囁しを打ければ

音頭取りは聲を一段高く彌々本調子に長く朗か
に

彌 常 榮 善哉 那と謠ふ

一同は是より音頭取りと共に氣勢を揃へ
て元氣よく調子短く

彼者 伊勢 此者 伊勢

善者 伊勢 ソレ善事 伊勢（畢り）

雑事

◎早老の豫防

（官報雑報欄の記事轉載）其の二
▼精神機能 脳を造る組織の中で精神機能に關係のあるのはもちろん神經細胞である。この神經細胞は、胎兒においては他の身體細胞と同じく圓形である。しかしてこれが個人の發達と共に發達する。その發達はひとり大きさの發達だけではなく形においても變化を來たしまた内部の構造にも變化を來たす。即ちその形は圓形から上下にのびて紡錘形となりさらに八方に枝を出す。そのためには細胞はピラミット形となる。

内部の構造は初めは單に核と原形質とあるのみであるが、漸次原形質の中に細い纖維ができる。これを神經原纖維と名付ける。これは精神作用に大切なものであつて、この原纖維のない神經細胞は、未だ神經細胞としての役目はしない、原纖維ができて初めて精神作用を營むことができる。原纖維の多いほど發達した細胞である。原纖維に富む神經細胞の多い動物は、精神の發達した動物即ち高級動物である。

しかして、一方においては、この神經細胞の發

達するのに従つて、細胞内に一種の物質が現はれる、これは顆粒状をなし、脂肪に似た化學反應を有するから、脂肪様顆粒と稱されている。顆粒は

大脳の神經細胞では二十五歳の頃から現はれ、年齢と共に増加する。この顆粒が増加するとついには細胞内の大部分を占め、大切な核も細胞の一端に壓迫されてしまい、原纖維はこの顆粒の間を窮屈そうに通つてゐる。

さてかかる顆粒がたまると云ふことは、どうゆう意味があるかと云ふに、これは神經細胞の退變的變化である。われくの神經細胞はようやく發達したかと思うと、すでに退歩の初期を示しているのである。老衰の徵が現はれる頃は、この顆粒が大量に蓄積してゐるのである。

神經原纖維の老衰變化としては、その數は減少し、残るものは太くなる、この大くなるのは發達をするのでなくして、變性するのである。
神經細胞自身の形は、幼若な時の圓みを帶びた水々しい形を失つて、漸次瘦削してコツ／＼して從來あつた多數の枝は消失し、あだかも枯木のよ

うな形になる。かくてこれ等種々の老衰現象が極端に進むと、脂肪様顆粒もどこかへ飛散して、核もなくなり、たゞ非常に太くなつた原纖維が一二残つてゐるに過ぎない。

こうなつたものは、すでに神經細胞の殘骸であつて、生機能はないのである。何となれば、核のない細胞は死を意味するからである。かくて神經細胞の死滅と共に、その細胞に屬してゐた神經纖維も消失する。

この個々の神經細胞および纖維の消失のほかに高齢者の脳には處々に脳の實質が破壊消失する。その状況は顯微鏡下に見ると、斑點状をするから老人斑と呼ばれてゐる。

かようにして、神經組織が種々の形式で消失するため、脳の容積は縮少し重量は減少する。統計によると、青年の脳の平均重量と老耄者の脳の平均重量との差は約百グラムである。

（その二）老衰の原因とその豫防

前二回にわたつて老衰變化のこと述べた通り

高齢においては何人も免れることはできない。不

老不死は不可能である。

しかし老耄は決して何人にも一様の年齢に來るのはない。高齢に達してなほ老耄しない人もあり、壯年にしてこの徵を現はす人もある。

それであるから、われくは老耄を來たすべき諸種の條件、即ち老耄の原因を知り、できるだけこの原因に遠ざかることによつて老耄のなるべくおそらく來るよう心がけなければならぬ。

しかば脳の老衰變化を來す原因は何であるかと云ふと、大よそ次の五種に區別することができ

る。

▼年齢 これはどうすることもできない。

▼個人的素質 人によつて生れつき細胞の素質が弱くして、早期に退廃を來たす人がある。その極端なのは、小兒期や破瓜期に脳が全然衰頹してしまう人もある。かゝる人は身體は未だ若くしてその精神は痴呆状態となる一種の精神病である。

かようなのは、特別に脳の素質がわるいものであるから別として、素質の良否によつて老衰の發來に五年や十年の差異あることは多い。しかし素

質は生來のものであるから、これはまたわれくにはござることもできない。

▼脳の過勞 これは重要な興味ある問題である。脳に限らずすべて生活體は活動によつて發達し、無爲によつて萎縮消耗するもので、これは無生物と反対である。それだからわれくは消耗をおそて、無爲の生活を送るのは誤りで精神を働かせて神經細胞を發達させることが必要である。刺戟のない無爲の生活を永く続けると、精神は萎靡して活動不能となる。

しかしながら、生活組織でも過度に使用すれば消耗せざるを得ない、非常な心痛、過度の精神的業務が長く續くと早期老衰を來す。そこで適宜の使用即ち不必要に精神を勞しないことが大切である。殊に禁ずべきは空想の生活である。人間はある仕事に専心するため、脳のつかることは少ないもので、無爲に空想にふけると言ふことが非常な過勞を來たすものである。しかして、また心の轉換と言ふことが大切である。次の仕事にかかるといながら、前の仕事もまた忘れずにいると言

ふようなことは、無用の過勞である、事務をどつてゐる時には、事務に専心し、遊戯に移れば遊戯に夢中になり、讀書の時は讀書三昧と言ふ風に心を自由に轉じ得る人は幸福である。食事中にも事務のことが氣にかゝつたり、床にはいつても昨日の損失をくよく考へたりするには無用の過勞である。悲しむべき時には大に悲しむのもよい。しかし、次の瞬間にはそれを忘れて働き得るようにならなければいけない。しかし、これはむづかしいことではない。少しく修養すればできることである。

▼中毒 これは最も重要なことである。この中多いのは酒、煙草である。アルコール、ニコチンの滲性中毒が神經細胞に、著しい變化をおこすことは動物實驗で證明されてゐる。他濃厚な茶、コーヒイ、モルヒネ、アヘン、催眠剤等の常用者の脳は、用いない人の脳よりも早く老衰する。

▼栄養障害 貧窮のため栄養不良の常態にある不幸の人は、その神經細胞も早く衰頹する。しかし、これよりも實地上さらに大切なことは脳に栄

養を送るべき道路、即ち脳の血管に故障を生じ、そのため神經組織の不良になることである。しかし、その血管の故障の主なるものは、動脈硬化である。動脈硬化は高齢には、何人にも來るのであるが、それが普通よりも早くおこる原因は種々ある。その主なるものは『感情の激動』僅かなことに激怒したり焦慮心痛する人は早く動脈硬化をおこすから、かゝる人は修養によつてその性格を匡正しなければならない。

『中』毒』これはやはりアルコールとニコチンとが最も多い。これ等の毒物が動脈硬化の原因となることは、周知の事實であるが、この他にもわれくが氣がつかずにて、受けている中毒は食物の中毒である。腐敗した食物殊に腐敗蛋白はもろん有害であるが、腐敗していなくとも、蛋白質をあまりに食べるごと、胃腸内に停滞し分解して、この分解物が吸收されて害をする。それゆゑに、われわれは栄養不良になつていけないがあまり毎日御馳走を飽食することも有害であるゆゑに、常に新鮮な食品を常食しなければならない。罐詰

とか、壇物とか、いわゆる文明の御馳走を食べて贅沢な生活に耽ける人に動脈硬化が多いのはこのためである。

〔微毒〕種々の疾病もまた動脈硬化を來たすことが多いが、就中微毒によるものが最も多い。三十代で血壓が高かつたり、腦出血をおこす人はこれである。

以上が脳の老衰變化、從つてまた老耄を早く來たす條件の主なものである。これを通覽すれば老耄の豫防は平素の修養と攝生にまつべきものであることがわかる。同時にその豫防は決して困難でないことも明かになるのである（おわり）

◎個性尊重と職業指導

五月分
その一

（官報雑報欄の記事轉載）

學校における教授訓練の方法は種々の研究も行はれ、實績もまた見るべきものがあるが、しかしながら、時勢の進歩に對しては、教育の本旨が果し

て十分に徹底しているや否やにいたつては、遺憾ながら、なほ未だ注意すべきことの渺からざるを見るのである。

元來教育の本旨は、兒童生徒の個性環境等を基礎として、たゞにその在學中に適當の教育を行ふばかりではなくさらにその卒業後の進路に對しても懇切な指導誘掖を加へ、各々その性能境遇等に適するところに向はせるにいたつて、始めてその目的を貫徹することができる。

即ち學校は、平素より兒童生徒の各自についてその性行、知能、學習情況、身體の情況、家庭その他の環境等を、精密に視察もし、調査もして、各人の教養上重要な資料を得た上に、これに基いて教授訓練の方法を適切にし、その長所はこれをます／＼發揮させ、その短所はこれを矯めるのはもちろん、さらに卒業の後、各人をその性能に應じて、それ／＼適所に進めさせるために、上級學校または職業の選擇についても、適當に指導を加ねるにいたつて、始めて萬全の實績を收めるのであると思ふ。

學校教育が兒童に對し、一般國民として共通的に必要な要素を與へると共に團體的訓練の成果をも收め、同時にまた個人教育の長所をも併行させて、適材を適所に向はせ、ひとり當人の成業を助くるだけでなく、國家産業上の能率を増進して、國運の進展に寄與する所以は、つまり以上の要義に歸するのである。

しかしに、從來の實情においては、この教育上最重要的個性尊重の意義が、すこぶる徹底を缺きしたがつて教授訓練の方法も、多く形式に流れ、劃一に失し、國民の實生活に顧みて、職業に關する理解を得させ、また職業に必要な智能を授くるとか、勤勞を重んずるの習慣を養ふとか言ふことも、やゝもすれば閑却され、特に高學年に進むに従つて、上級學校の入學試験準備に没頭して、これがために、或は心身の發達を害し、元氣を銷磨せんとする憂うべき弊害を助長しつゝあることは争うべからざる事實である。

また卒業後の進路に關しても、指導が行はれないために、慢然上級の學校に入學するも、中途で

學業を廢し、或は職業に從事するも、その種類がその性能資質に適しないで、失職轉業等の機會を多くする如き、これまた憂うべき事象をひきおこしつゝあるのである。

今回文部省が、試験制度に關する省令の改正および訓令の發布等と同時に、兒童生徒の個性尊重および職業指導に關する訓令および通牒を發したのは、つまり以上の見地に基いて、從來の型に捉はれた教授訓練の諸弊を矯正し、教育本來の目的を貫徹せんことを期する旨趣に出たのであつて、試験方法の改善と共に、教育の内容刷新上すこぶる重要な意義を有するのである。近時一般に高唱される教育の劃一の打破、實際化の實顯もつまりこの訓令の旨趣の達成によつて、始めて期待されることゝ思ふ。

こゝに特に留意を請いたいのは、職業指導のことである。ゆうまでもなく、職業指導は、兒童生徒に對し、その學校在學中、個性環境等に基いて職業に必要な要素を與へ、いよ／＼學校卒業の際においては、將來執るべき職業の選擇または進む

べき上級學校の選擇等につき、各人の資質に應じて、適當な指導を加へ、なをその就學後の輔導等を意味するものであるから、その要旨は、全く教育の本旨に包含されるべきものであつて、たゞねば職業の選擇に對する指導に伴つて、職業紹介所の事務と密接な聯絡を要する場合ありとするも、その根本義は決して勞務の需給關係に胚胎するものでないから、教育の本旨を達成するにおいてはいわゆる職業指導の目的も、自ら貫徹されるのである。この點は特に深く教育當事者等の留意を要すると思ふ。

(その二)

訓令の旨趣達成に必要な注意事項中著しいものは、通牒に列舉されてゐるのであるが、第一に緊急なことは、児童生徒の個性環境等を觀察調査する方法およびその結果を精細に記入すべき様式を如何にすべきかについての工夫研究のことである。

このことは平素の教育上および卒業後の進路に對する指導誘掖上、最も重要な根柢をするもので

特に各人の職業の選擇は、たゞちにその就職と關聯し、しかもこの就職のことと主として職業紹介所で取扱ふのであるから、兩者の關係を密接にすることは、これまた言をまたないことである。また今回の訓令は既に述べた通り、學校における教授訓練の刷新を意味するのであるから、師範學校、實業補習學校、教員養成所において、教育學科、實業科等を教授する際はもちろん、その他課程の取扱および生徒訓練の際に十分に訓練の旨趣に留意し、生徒が卒業後實際教育の任に當る場合において、よく訓令の目的を貫徹させることを期せなければならない。

特に附屬小學校においては、訓令通牒等に明示された事項を、模範的に實施して地方小學校の參考に資すると共に、本校生徒の教育實習の指導上にも、遺憾のないように十分意を用ゐなければならぬ。

なほ從來の實況に依つて考ふれば現に學校に在職中の職員および學校醫に對しても、例ねば性能調査に必要な事項とか、個性觀察に必要な事項と

あることは、さらに言を要さないことであるが、これ等の外、今回の試験方法改善の結果、當該學校長が上級學校入學者の資質等を、上級學校長に具申する場合においても、重要な資料となるからであるから、學校當事者はこの點にも注意して、十分に協議研究し、觀察調査上の規準となるべき諸點、およびその結果を表簿に記入すべき様式を定める必要があると思ふ。

次に注意を要するのは、學校と職業紹介所の聯絡を密接にすることである。職業指導のことは前回において述べた通り、教育の本旨に合致するのであるが、しかしながら、學校がその目的を達成するのについては、國民生活の大部分を占めてゐるところの、職業に關する實情を熟知し、また職業群がそれゝ青少年の資質に對して、如何なる性質等を要求しつゝあるかをも熟知しておく必要があるのであるが、これ等は主として職業紹介所において、調查研究しつゝあるのであるから、この點において、學校と紹介所と聯絡を要するのである。

さらに注意を要することは、學校と父兄保護者等の連携を密接にすることである。言ふまでもなく、児童生徒の個性とか、環境とかの觀察調査の如き、またこれに基く教養指導の如きは、何れも學校當事者のみの力では、到底十分その目的を貫徹することができないのであつて、例ねば児童生徒の日常における性行とか、家庭その他の境遇上の事情の如きは、父兄保護者において、最もよく熟知してゐる筈であるから學校はこれ等に關する資料を得る點において、父兄と密接な聯絡を要するのである。

特に各人の上級學校への入學に就ての指導、職業選擇および就職についての指導の如きは本來父兄のなすべきことに對して、學校は助言協力をなす關係にあるのであるから、一層父兄との連携を密接にしなければならない。またこれ等の本旨を

徹底させるためには、從來一般になほ未だ教育の眞の意義を知らないものもある情況に顧みて、先づ一般父兄等に對し、今回の訓令の旨趣を周知させることに、必要な方法を實施することを要するに考へる。

以上は今回發布された訓令および通牒の要旨説明であるが、この旨趣の達成については、さらに都市とか農村とか、それぐ地方の實情に應じました學校の事情をも考へて、適切な細案を研究實施されんことを希望してやまない。

要するに、今回の訓令は、學校教育の内容刷新に對してはもちろん、教育の實効を國運の進展に適應させる本旨において、頗る重要な意義を包含してゐるのであるから、學校當事者は言ふまでもなく、一般社會においても、深くその主旨の存するところを達成せんことを切望に堪へない次第である。(おはり)

◎昭和三年四月中萩町の日誌

- | | |
|--|---|
| <p>四日 内務省囑託柴田常恵氏は史蹟反射爐調査の爲來萩即日廣島縣に向け出發</p> <p>六日 縣社春日神社例祭に付金子主事代理參拜</p> <p>七日 午後一時より當衝樓上に於て阿武郡町村長集會開催</p> <p>八日 明倫講堂に於て第四回山口縣聯合報德會開催に付本縣知事參列午後一時より花田中佐の講演あり</p> <p>十日 門司鐵道局櫻花宣傳活動寫真隊來萩指月公園及川島堤の實況を撮映</p> <p>十一日 大森縣知事は長門峠に入り來萩</p> <p>十五日 林町長金子主事は防府に開催の一府六縣公團及川島堤の實況を撮映</p> <p>十六日 萩史蹟見學の爲島根縣内務部長小島庄吉志都岐山神社例祭に付岡田書記代理參拜</p> | <p>三十日 午前十時より堀内忠魂碑前に於て萩町招魂祭を舉行式後余興として銃劍術擊劍及角力の奉納あり</p> <p>一、椿西青年團より陽光第二號の寄贈を受く</p> <p>二、山口縣廳農務課より養蠶要項の寄贈を受く</p> <p>三、山口縣商工水產課より動力附漁船調查書の寄贈を受く</p> |
| <p>氏外隨行員來萩</p> <p>十七日 堀内病院視察の爲宇部市技師石田豊輔氏來萩</p> <p>十八日 朝鮮總督府遞信局書記小池朝光氏は島谷汽船寄港に關する實地調査の爲來萩</p> <p>十九日 越ヶ濱嚴島神社例祭に付藤本書記代理參拜乃木講幹事志垣尙美氏乃木將軍事蹟調査の爲來萩</p> <p>廿四日 午後三時より公會堂に於て萩電氣需用者同盟會主催の下に故山縣公追吊祭舉行</p> <p>廿五日 金谷神社例祭に付藤本書記代理參拜</p> <p>廿六日 午後二時明倫講堂に於て本郡教育會主催の下に講師櫻澤如一氏を聘し食養講演會開催</p> <p>廿七日 結核豫防デー</p> <p>廿九日 午前十一時公會堂に於て 天長節祝賀會舉行集會者六百九十名あり</p> | <p>三十日 午前十時より堀内忠魂碑前に於て萩町招魂祭を舉行式後余興として銃劍術擊劍及角力の奉納あり</p> <p>一、椿西青年團より陽光第二號の寄贈を受く</p> <p>二、山口縣廳農務課より養蠶要項の寄贈を受く</p> <p>三、山口縣商工水產課より動力附漁船調查書の寄贈を受く</p> |

◎納稅のおすゝめ

本月の稅金は 國稅田租第四期分 縣稅雜

種稅 同町稅附加稅の三種にして其の納期
は何れも月末となつてゐますが納稅者の便
宜を計り左の通出張徵收を致します

記

五月二十八日 木間小學校

山田信用組合

玉江浦

椿信用組合

鶴江公會堂

小畠浦公會堂

越ヶ濱中善寺

積善信用組合雁島支部

萩町稅務課

◎敢て町產業技術員の

御利用を望む

萩町の產業を増進する爲町の專屬技術員として 普通農事
一人果樹園藝一人林業一人水產業一人の外に嘱託技術員
として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机
上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらる
ゝ夫々の事業に就き質地の指導を爲すことを以て本體と
して居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町
の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は
御遠慮なく關係の區長さんを経て其の旨をお申出下さい
勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様
致します敢て御利用を望む

萩町 勸業課

◎室内消毒のおすゝめ

本町に於ては法定傳染病患者者以外の傳染性及遺傳性の
患死者の家に對し當分の間實費を以て消毒をしてあげる
こゝにて居ります何時にも御申込み下さい

萩町庶務課

公 告

萩町で奉仕してゐる事務の一班を廣く皆さんにお傳へ致しそしてより良く萩町を理解して戴き町全般の福利増進に資せむか爲め毎月一回此の月報を發行することゝしたのであります今後は毎月區長役場の方から皆さんのお宅へ回覧に供せらるゝ筈ではありますが一ヶ年分前金壹圓貳拾錢をお納めになれば別に毎月一部宛をお送りすることとして居りますから皆さんの爲にも又萩町の爲にも進むで御購讀下さる様切にお願ひ致します尙ほ第三號よりは紙面の都合により萩町の爲になる名士の講演筆記をも引續き掲載することゝして居りますから御精讀下さる様豫め申上げて置きます

昭和三年五月

萩町庶務課

昭和三年五月十三日印刷
昭和三年五月十五日發行

山口縣阿武郡萩町大字江向四百六番地
編輯兼發行者 萩町長 林 勇

印 刷 者 荒瀬徳治
印 刷 所 山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
信清舎印刷所